電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設 備接続料規則の一部改正について

(諮問第3092号)

<目 次>

1	報告書(案)······	1
2	改正概要·····	33
3	新旧対昭表	55

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 新 美 育 文 殿

接 続 委 員 会 主 査 相 田 仁

報告書(案)

平成29年6月23日付け諮問第3092号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のと おり報告します。

記

1 本件、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、調査及び意見募集による提出意見を踏まえ、新設する第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)第四条第二項の規定を次のとおりとした上で改正することが適当と認められる。

○第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部改正案

第四条 [略]

[一~四 略]

- 2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。
 - 一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの
 - 二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証 その他これらに付随するもの(次号に掲げる機能を除く。)
 - 三 SIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。)の提供に係るもの(事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。)
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者	
1	個人	
2	株式会社ケイ・オプティコム	
3	一般社団法人テレコムサービス協会	
4	株式会社NTTドコモ	
5	ソフトバンク株式会社	
6	KDD I 株式会社	
7	個人	
8	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対して寄せられた意見及び考え方(案)

1. 改正案全体関係

1. 改正案全体関係			
意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見1-1 本省令等改正案は、電気通信市場検証会議の調査の中で MVNO から挙げられた諸課題に対し、迅速に対応するものであり、高く評価。省令等の改正内容は、移動電気通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正案に賛同。総務省には、引き続き公正競争環境の促進等のための取組を要望。	再意見 1 — 1	考え方 1 - 1	
【意見対象箇所】 全体 【意見内容】 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等を確認し、MVNOからあげられた諸課題に対して、このたび迅速に制度的措置を講じていただいたことについては、MVNOの発展に寄与する取り組みであり、高く評価しています。 また、意見募集の対象となっている省令等については、移動系通信市場における公正競争環境の向上に資する内容となっており、改正内容について賛同いたします。 なお、MVNOの契約者数は2017年3月時点で1,586万と増加傾向となっていますが、移動系通信の契約数に占めるSIMカード型の契約数比率は5.9%と未だ低水準にあります。MVNOによる多様かつ高度なサービスを通じて、利用者の多様なニーズをより広く満たしていくためにも、総務省殿においては引き続き公正競争促進と利用者の利便性向上に向けて、迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望します。 【株式会社ケイ・オプティコム】	テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。 MVNOの新規参入の促進と更なる普及発展のため、移動系通信市場における公正競争環境の向上に本改正内容は資するものと考えます。 なお、MNOグループ企業にて展開しているいわゆるサブブランドサービスの市場シェアがMNOシェアと一体になっている等、サブブランドの認知度の高さとは対象的にその事業規模が不透明な状況であると思われます。総務省殿においては公正競争を阻害しないよう、引き続き迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	・ 本案は、移動通信市場における競争条件確保に係る課題に迅速に対応したものと評価できる。総務省において、引き続き、MVNOを含めた移動通信市場の公正な競争確保のための取組を進めていくことが適当である。	無

	٠
•	ı

			相小女日子
* B	五女日	+r > _L	提出意見を
意見	再意見	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
【意見内容】			
このたび、電気通信市場検証会議での調査結果を踏ま			
え、MVNOにかかる諸課題に対応すべく、迅速に制度			
的措置を講じていただいたことについて、感謝申し上げ			
ます。			
また、意見募集対象となっております省令等の改正内			
容につきましては、いずれもMVNOにおける円滑な事			
業運営、MVNO市場の健全な発展に資するものであ			
り、ひいてはモバイル市場全体の公正競争環境の向上に			
寄与するものと考えますので、賛同いたします。			
【一般社団法人テレコムサービス協会】			
AX ELEMENT OF THE STATE OF THE			
省令・告示案については、業界がより公正となる事			
が期待出来る望ましいものであると思われた。			
『個人』			
意見1-2 本省令等改正案は、移動通信市場における			
公正競争環境の向上に資するものであり、賛同。ただし、			
制度整備にあたっては、関係事業者を含めたオープンな		考え方1-2	
議論の上で行うべき。			
武師の工で行うべる。		・ 本件のような制度変更にあたっ	無

全体		ては、今後とも、意見公募手続を実	
【意見内容】		施するなど、適切な手続によって行	
我が国のモバイル市場は、モバイルの活用により企業		ってまいりたい。	
活動の効率化や事業拡大が実現され、M2M やクラウド、		・ 今般整備する省令等については、	
ビッグデータ、IoT 等の新技術の発展により、多種多様		公正な競争を通じ、多様な事業者の	
な産業やサービスが生み出されております。		連携の加速、イノベーションの促進	
当社も、MVNO を含めた広範囲の異業種のプレーヤーと		が行われるよう、運用されていく必	
の連携を通じ、絶え間ないイノベーションを推進するこ		要がある。	
とで、我が国の世界最高水準の ICT 基盤を更に普及・発			
展させ、国際競争力・産業競争力の向上に貢献する所存			
です。			

	_
•	$\overline{}$
•	

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
この点、平成 26 年 12 月の「2020 年代に向けた情報政策通信の在り方 答申」(以下、「2020 答申」という)等を踏まえ、電気通信事業の公正な競争の促進と、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、平成 27 年 5 月に電気通信事業法の改正が行われたと認識しております。			
当社はこれまでも法令・ガイドラインに則り適切な事業運営に取り組んでおるところ、今般の関係省令等はモバイル市場における公正競争環境の向上に資する点について賛同致しますが、今般整備される関係省令等の運用にあたっては、多様な事業者との連携の加速、イノベーションの促進という2020答申の趣旨を鑑み、萎縮効果が生じることのないよう、十分な配慮と柔軟な運用をお願い致します。			
また、MVNO利用者の拡大に伴い、その利用者保護に係る社会的責任は益々増大する一方、MVNOに係る様々な問題が顕在化しております。 今後、MVNO市場の更なる拡大が見込まれる中、モバイル市場の健全な発達の観点及び利用者保護の観点から、MVNOにおいても、電気通信事業者として求められる責務が十分に履行されるよう、早急な制度整備が必要と考えます。			
なお、制度整備にあたっては、これまでの累次のルール整備と同様に、関係事業者の負担にも配意し、関係事業者を含めたオープンな議論を尽くした上で、行われることが望ましいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】			

-	
•	_

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
【意見内容】 モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNOにとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。 上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「電気通信事業法施行規則」や「第二種指定電気通信設備接続料規則」、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。			

2. 電気通信事業法施行規則(第23条の9の5)第二種指定電気通信設備接続料規則(第4条第2項、第13条、第16条)

	2. 電気通信事業法施行規則(第 23 条の 9 の 5)第二種指定電気通信設備接続料規則(第 4 条第 2 項、第 13 条、第 16 条)				
	意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無	
	意見2-1 「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも係わらず、電気通信事業法第34条第3項第1号ロに基づき第二種指定電気通信設備接続料規則に規定する「データ伝送交換機能」の一部として取り扱い、第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるもの。	再意見 2 — 1	考え方 2 - 1		
(0)	【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第4条第2項 【意見内容】 第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規 則」という)は、「第二種指定電気通信設備との接続に関 し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第34条 第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております。 「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。 仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」	現状において、回線管理機能およびSIMカードは、いずれもデータ伝送交換機能のアンバンとなる機能であり、その料金の適正性・透明性・検証可能性を確保いただくことは非常に重要と考えます。 その点、電気通信市場検証会議における算定方法が写定方法を含めその適正性を総務省殿における仕組みを設ける制度設計がなることが望ましいと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 弊社が MVNO サービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることと対金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。 なお、NTTドコモ殿が提案されている電気通信事業法施行規則やガイドライン等に規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	・ 第二年 大学	有	

意見

及び「SIM カード」のみが該当すること、及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。

なお、「回線管理機能」及び「SIMカード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、または MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。

加えて、「SIMカード」については、今後、ソフト SIM 等の物理的な媒体を必要としない形態が想定される中、イノベーション促進の観点を踏まえれば、現在提供している SIM カードのみが該当するものと認識しております。

【株式会社 NTT ドコモ】

【意見内容】

SIM カードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。

接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「第二種指定電気通信事業者」という。)が取得すべき金額(いわゆる「接続料」)に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではないSIMカードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。

仮に、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由

再意見

弊社が MVNO サービスを提供するにあたって、「SIM カード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。

なお、ソフトバンク殿が提案されているガイドラインに規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。

【株式会社ケイ・オプティコム】

弊社が MVNO サービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIM カード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。

【株式会社ケイ・オプティコム】

NTTドコモ、ソフトバンクの意見のとおり、接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して算定方法等を定めるものと理解しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」及び「SIMカード」の料金について接続料規則に定めるのであれば、今後、恣意的な解釈により第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その対象範囲や要件を明確にすべきと考えます。

【KDDI株式会社】

考え方

提出意見を 踏まえた 案の修正の有無

構成するものとして区分を設け、それに関する MVNO の負担額の算定方法を明示することとしようとするものである。

- ・ 意見では、「第二種指定電気通信 設備以外の料金」を接続料規則に定 めるべきではないとするものがあ るが、接続料は、電気通信事業法の 規定上、第二種指定電気通信設備と の接続に関し取得すべき金額とされており、第二種指定電気通信設備 の費用に関するものに限定されていて MVNO が MNO に支払う金額の在 り方が公正な競争条件の確保の上 で重要であることに鑑み、本省令改 正案のように、その接続料としての 位置付けを明示したものである。
- ・ SIMの機能は、現在、SIMカードの形態でMNOからMVNOに対して提供されているが、今後「SIMカード」を必要としない形で、同様の機能がMNOからMVNOに対して提供され、その費用負担が求められることも想定できる。その場合のこの金額に、接続料の他の部分から区分することまでは今般の省令改正では求めるものではないが、しかし、その料金は接続料として位置付けられるべきものであることには変わりはない。

また、今後の技術的な方策の進展

٦
L
,

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。 なお、SIM カードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】		等の状況変化の可能性を考慮し、「SIMカード」に係る接続料については、事業者が現に「SIMカード」の提供を行っている場合に限り、接続料の他の部分から区分されるべきものとすることとし、総務省では、省令改正案の規定を、その旨に即して、修正することとされたい。	
【意見内容】 今般の省令等の改正は、先般開催された電気通信市場 検証会議におけるMVNO各社からの要望を踏まえて、MVNO の競争環境の整備を図るものであり、真摯に対応してい く所存でおりますが、現行の電気通信事業法の適用にあ たっての見解の相違があり、改正にあたっては慎重に議 論をした上で行うべきと考えます。			
今般の省令等改正案は、主に以下の二つの点で問題があると考えております。 ① 電気通信事業法第 34 条に定める第二種指定電気通信設備以外の「回線管理機能」及び「SIM カード」について、あたかも第二種指定電気通信設備のごとく取扱い、取得すべき金額を接続約款に定			
めるよう省令等にて義務付けていること ② 「回線管理機能」及び「SIMカード」について、アンバンドル機能には指定されていないにもかかわらず、実態を踏まえた議論がなされないまま、適切なプロセスを経ずにアンバンドル機能である「データ伝送交換機能」の一部として取り扱って			

_	
_	_
_	_
▔	

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
いること 第二種指定電気通信設備接続料規則においては、「第 二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気			
通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額」 を定めるものであり、電気通信事業法第34条第1項から第3項を踏まえると、第二種指定電気通信設備に係る			
費用を「接続料」と定義しているものと解釈しています。 従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管 理機能」と「SIM カード」に係る費用を明確な考え方や 基準なく、接続料として第二種指定電気通信設備接続規			
則に規定することは適切ではないと考えます。 また、「データ伝送交換機能」は、従来より第二種指定 電気通信設備接続料規則第4条においてアンバンドル機			
能として接続料対象に規定されており、本改正案では 「回線管理機能」と「SIMカード」が「データ伝送交換 機能」の中に区分されることとなっていますが、区分に あたっての明確な判断基準やその妥当性が示されない			
まま、あたかもアンバンドル機能であるかのように取り 扱われており、これまで適切なプロセスを経て整理され てきた接続料の解釈を安易に拡大するものと懸念して			
います。 特に、「SIMカード」は、電気通信事業法における設備 及び回線ではなく、MNOとMVNOの設備の接続に必要な情 報が書かれた媒体であり、その情報は通信を成立するた			
めに必要なものですが、その媒体自体は MVNO が独自に 調達可能であることや、将来「SIM カード」を必要とし ない技術的方策も予想されるなか、通信を成立させるた			
めに不可欠な設備として見なすことは適当ではないと 考えます。 【KDDI株式会社】			

_	_
_	_
_	_
N	J
	_

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案			
第 16 条			
【意見内容】 第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定			
第二種相足電双通信設備接続材焼別は、「第二種相足」電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信			
設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関			
して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、 機能でよの第三な原係及び第三な利潤の第三など			
機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております			
が、電気通信事業法第 34 条第 1 項を踏まえれば回線管			
理機能やSIMカードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象ができる。			
┃の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得す ┃ ┃ べき金額について接続料規則に規定することは、「接続 ┃			
に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念していま			
す。 /C/スロ始然用機能のCIVより、Nの符合大法と然一样的			
仮に回線管理機能やSIMカードの算定方法を第二種指 定電気通信設備接続料規則に規定するのであれば、その			
判断基準を明確にすべきと考えます。			
【KDDI株式会社】			

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見2-2 本省令改正案により、接続約款記載事項に 追加される「SIM カードの種類ごとの機能」、「標準的な 役務利用管理システム」を明確な基準がないまま規定す ることは適当ではない。また、規定する場合は十分な議 論が必要。	再意見2-2	考え方 2 - 2	
【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5 【意見内容】 総論(※意見2-1【KDDI株式会社】参照)で述べたとおり、SIMカードについてはその他に代替する方策があり、必ずしも通信を成立させるために不可欠な要素には該当しないと理解しています。加えて、役務利用管理システムも MVNO のサービスによっては必要としない様態も存在し、同様のものと考えます。今回の改正案では、同条第3項第1号ホの「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されようとしていますが、明確な考え方や基準がないまま規定することは適当ではないと考えます。 仮に当該システム等の機能や種類、その費用について電気通信事業法施行規則に規定するのであれば、少なくとも規定する適用範囲や判断基準を明確にすべきであり、各種機能の技術的背景を踏まえた十分な議論が必要と考えます。 【KDDI株式会社】	「役務利用管理システム」及び「SIMカード」は データ伝送交換機能の利用において通常必要と考 えられるものであり、提供条件の透明性等を確保 するための措置として、接続約款記載事項とする 本改正省令案は有効と考えます。 なお、電気通信事業法施行規則への規定に関し て、その適用範囲や判断基準の明確化について検 討を行う際には、MVNOに係る課題の中で今後も制 度的措置による対応が必要となることも想定さ れ、引き続き迅速かつ弾力的に対応していくこと が肝要であると考えますので、その点に十分配慮 して検討していただくことを要望します。 【株式会社ケイ・オプティコム】	・ 総第 28 年 28	無

•		
		4
	_	
	_	↘
ľ	•	_

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見2-3 第二種指定電気通信設備接続料規則(第4条第2項)電気通信事業法施行規則(第23条の9の5)の改正事項について、要件定義や適用範囲が不明確。将来的に、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することを懸念。		考え方2-3	
【意見対象箇所】電気通信事業法施行規則の一部改正案第23条の9の5第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案第4条第2項【意見内容】本改正省令案においては、下記の考えに沿って、規定がなされているものと認識しています。・第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項を満たす要件として、電気通信事業法施行規則(以下、「施行規則」という。)第23条の9の5では「接続事業者が通常必要とする」事項及び「重要性に鑑みた」事項を規定・上記のうち、「通信を成立させるために不可欠な構成要素」については、第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という。)上に新たに規定これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則第23条の9の5に追加された役務利用管理システムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。 以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」		・ 今後とも、本件制度の運用や見直 しにあたっては、円滑な接続を確保 することを旨として、適正に、透明 な手続によっていくことが重要と 考えられる。	無

	意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
	事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方をお示しいただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】			
	意見2-4 本省令改正案に賛同。MVNO における円滑な事業運営、MVNO 市場の健全な発展に寄与すると考える。	再意見2-4	考え方2-4	
(16)	【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の5 【意見内容】 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛 司いたします。 【株式会社ケイ・オプティコム】 【意見対象箇所】 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 電気通信事業法施行規則の一部改正案 【意見内容】 いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の 透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役 務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するもの であり、これによりMVNOにおける円滑な事業運 営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えます ので、本案に賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。 【株式会社ケイ・オプティコム】	・ 今般の省令改正は、接続や卸役務の条件の適正性の検証可能性の向上に資するものと評価できる。	無

(参考)

A 電気通信事業法施行規則第25条の7

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見A-1 本省令改正案に賛同。総務省においては、 検証可能性確保のための改正事項については、確実に検 証を行うとともに、可能な限り検証結果の公表を要望。		考え方A-1	
【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第25条の7 【意見内容】 (再掲) 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及 び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛 同いたします。 検証可能性を確保することを目的に追加された内容 については、総務省殿において確実に検証していただ くと共に、可能な限りその検証結果については公表し ていただくことを要望します。 【株式会社ケイ・オプティコム】		・ 総務省においては、制度改正後の 運用状況についても、電気通信市場 検証会議の「移動系通信に関する電 気通信事業者の業務の状況等の確 認」等を通じ、引き続き確認を行い、 確認の結果を必要に応じて公表し ていく必要がある。	無

 $\frac{1}{6}$

B 電気通信事業法施行規則第23条の9の3

B 電気通信事業法施行規則第23条の9の3			
意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見B-1 本省令改正案に賛同。		考え方B-1	
【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 第23条の9の3及び様式 【意見内容】 (再掲) 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及 び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛 同いたします。 【株式会社ケイ・オプティコム】		・ 本省令改正案は、接続に際しての 予見可能性を高めるものと評価で きる。	無
意見B-2 網改造費用の額を予め接続約款に記載することは困難。本省令改正案は、算定方法や案分方法を記載するものと認識。		考え方B-2	
【意見対象箇所】 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 第23条の9の3 【意見内容】 他事業者の請求に応じて個別に開発する機能(網改造 機能)の開発に要する費用(網改造費用)については、 開発が完了して初めてその費用が固まるものであるた め、内容が不明な他事業者からの接続請求の内容を予見 して予め接続約款に掲載することは困難です。 今回の改正案の趣旨は、網改造費用の額を接続約款に 規定することを求めるものではなく、その算定方法や按 分方法について具体的に記載することを求めているも のと理解しています。 【KDDI株式会社】		・ 本省令改正案において、「機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあては、その公正妥当な算定方法を含む。)」を接続約款に記載することとしており、いの算定記載できるによりでは、その算定方法及び案分方法の記載について規定をしている。	無

C 電気通信事業報告規則

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見C-1 本省令改正案に賛同。MVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考える。	再意見C-1	考え方C-1	
【意見対象箇所】 電気通信事業報告規則の一部改正案 【意見内容】 (再掲) いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の 透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役 務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するもの であり、これによりMVNOにおける円滑な事業運 営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えます ので、本案に賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(再掲) 提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。 また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。 以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。 【株式会社ケイ・オプティコム】	・ 本省令改正案は、接続や卸電気通信役務の条件について、透明性、検証可能性を向上させるものと評価できる。	無

D 平成 28 年総務省告示第 107 号			
意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見D-1 本改正告示案に賛同。特に第2条第1項第6号に規定する網改造料の見込み額の公表は、MVNOの予見可能性を高めるものであり、公表されることが望ましい。	再意見D-1	考え方D-1、D-2	
い。 【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する事項を定める件)の一部改正案 【意見内容】 第二種指定設備設置事業者に対して、本告示案で示された事項の情報開示義務を課すことは、第二種指定設備設置事業者と MVNO 間の情報の非対称性を軽減する取り組みであり、本告示案に賛同いたします。この措置に加えて、第二種指定設備設置事業者が本告示に則って適切に情報開示を行っていることについて、総務省殿において適時確認いただくよう要望します。また、「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号(見込みの額に関する情報)」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えられ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	第二種指定設備設置事業者による情報開示は、弊社の事業運営においても非常に重要であることから、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加することは大変意義があるものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「告示案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。 また、第2条第6号に規定された新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規事業者等の予見性を高める観点から望ましいものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「網改造料等に関する見込み額の公表が望ましい」という意見に賛同いたします。 【株式会社ケイ・オプティコム】 本改正案では、改正概要に記載の通り、「第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNOの接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものにの見込み額」について、情報開示の対象とされているところ、データ伝送交換機能の接続にあたり、利用が必須	 ・いわゆる網改造料の見込額の公表について、その額に変動要素が、額の姿勢要素が、額の算定をが、額の事業を明確にし、見込み行うに、見込み行うに、関連を行った。 ・で接続事業者のは、との表に、ののでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、ので	無
	/ アロ心又映成能の対応にのにり、利用が必須		

であって、かつ提供実績のある機能に係る見込み

【意見内容】

第二種指定設備設置事業者による情報開示は、MVN 額がそれに該当するものと認識しております。

	意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
(20)	〇における事業運営にとって非常に重要でありますので、今回示された各事項について第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加する本案に賛同いたします。 特に、第2条第6号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようという事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	当該見込み額は、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び案分事業者数等によって負担額が変動するものであることから、その公表が新規参入する MVNO 事業者にとって予見性向上に資するものとはなり得ず、実際の額との乖離が生じた場合に却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。 また、本制度整備は MVNO 事業者の予見性向上を目的と懸念しております。 また、本制度整備は MVNO 事業者の予見性向上を目的と思念しております。 また、本制度整備は MVNO 事業者の予見性向上を目的と思念しております。 また、本制度整備は MVNO 事業者の予見性向上を目的といては、一定の前提条件に基づく見込み額を公表する方法ではなく、事前協議等において事者ではなる。 【株式会社 NTT ドコモ】 また、株式会社ケイ・オプティコム(以下、「ケイ・オプティコム」とするといて、「別での事業者にといて、「別で、「クイ・オプティコム」と表記を記述と表記を記述と表記を記述といる。 「株式会社 NTT ドコモ」 また、株式会社ケイ・オプティコム(以下、「ケイをの事業者にとっても今後の」と主張される新機能において、「接続料規則」と言う)の表機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額が対象であり、今後はかられているものではないと考えます。 【KDD I 株式会社】		本ジレン行無

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
	第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する後能に係るもの又は機能の開発に要した費用(以下、「網改造料」という。)は、他事業者との個別協議により仕様等を確定した上での開発により発生する費用であることから、見込み額として全ての事業者に一律同条件を前提とした画一的な金額を開示することは、そのような費用の性質から馴染まないものと考えます。しかしながら、他事業者の予見性確保のために、網改造料の見込み額を予め開示することが有効と判断し義務化されるのであれば、開示の条件として以下を許容していただきたいと考えます。 ① ある程度提供実績のある機能に限ることが見込み額開示は不可) ② 先述のとおり網改造料は個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であることが開発は不可) ② 先述のとおり網改造料は個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であることが開発とにより発生する費用であることが開発と変に関する前提」については、予めの開示は不可であること(通常は一般に開示すず、NDA締結の上個別に開示する情報(設備の設置場所やスペック等、弊社ネットワークに係る詳細情報等)が含まれる場合があるため) また、「必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証」とありますが、先述のとおり見込み額と実負担額の乖離発生は費用の性質		

	意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
		上やむを得ないものである以上、このような検証 の有効性はなく、実施の必要性はないものと考え ます。 【ソフトバンク株式会社】		
		テレコムサービス協会殿の意見に 賛 同いたしま す。		
(99)		特に直接サービス提供している立場の MVNO にとって、MNO 網における障害情報の通知、また、業務システム等の情報については、MVNO にとっての仕様検討、および開発期間に大きく資すると考えられます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】		
	意見D-2 本改正告示案第2条第1項第6号に規定する網改造料の見込み額は、MVNOの要望内容により変動するため、これを公表することは、MVNOの混乱につながり、予見性の向上に資するものとはならない。接続事業者との協議において要望を確認し、早期に提示することが適当。	再意見D-2		
	【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する 事項を定める件)の一部改正案 第 2 条第 1 項第 6 号 【意見内容】	網改造料等に関する見込み額の公表については、 新規参入しようという事業者等の予見可能性を高 め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多 様化・高度化による利用者利便の向上につながるも のであり、望ましいと考えます。		
	本号において規定される料金は、接続事業者の要望に 基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信用ソ フトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、 事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、 及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するも のとなります。	MNO各社が示された懸念に対しては、公表いただく見込み額の前提条件や算定根拠等を注記しつつ、見込み額と実額との間で乖離が生じることについて十分な注意喚起を行うことで混乱や誤認の発生を抑止できるものと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		

	T	T	T
			提出意見を
意見	再意見	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上	データ伝送交換機能の利用にあたり必要となる		
に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性が	網改造料について、種々の要因により変動がある		
あるものと懸念しております。	としても、算定の前提が明確になっていれば、		
なお、現在においては、接続事業者からの申込みに	MVNO は前提の違いから料金の妥当性を検証するこ		
対する回答において、必要となる負担額を提示しており	とができ、MVNO の混乱を招く可能性は低いと考え		
ます。	られます。この点、乖離が生じることに対して注		
	意喚起を行っていれば、混乱を招く可能性はさら		
本制度整備は接続事業者の予見性向上を目的とした	に低下するのではないかと考えます。		
ものである点を踏まえれば、一定の前提条件に基づく目	なお、算定に関する前提としては、多めに要件		
安額を公表する方法ではなく、事前協議等において接続	を見積もるのではなく、データ伝送交換機能の利		
事業者の個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額	用にあたって最低限必要となる要件もしくはこれ		
を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と	までの実績等から想定される要件によって見積も		
考えます。	ることが適切と考えます。		
【株式会社 NTT ドコモ】	【株式会社ケイ・オプティコム】		
【意見対象箇所】	株式会社 NTT ドコモ (以下、「NTT ドコモ」と言		
平成 28 年総務省告示第 107 号 (情報の開示に関する	う)、ソフトバンク株式会社(以下、「ソフトバン		
事項を定める件)の一部改正案	ク」と言う) の意見のとおり、網改造費用は接続		
第2条第6項	事業者の要望に基づいて仕様等を確定した上で開		
【意見内容】	発することにより発生する費用であり、全ての事		
今回の告示改正案において、他事業者の予見性確保を	業者に一律同条件で適用できるものではないた		
目的として「第二種指定電気通信設備との接続に関し、	め、予見性を確保できる見込み額を予め開示する		
他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの	ことは困難です。		
又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他	本改正が接続事業者の予見性向上を目的とした		
事業者の数等で案分することにより変動するものの見			
込みの額に関する情報 (以下、「網改造料見込み額」)と	の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な		
いう。)の開示が定められています。	限り早期に開示する方が望ましいと考えます。		
弊社は他事業者と守秘義務契約を締結後、必要に応じ	【KDDI株式会社】		
協議や事前調査申込回答等を通じて他事業者の要望等			
を確認しつつ、現在接続事業者に提供している機能に関			
する網改造料見込み額を提示しており、他事業者の予見			
性の確保に取り組んでいることから、網改造料見込み額			

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
を予め開示するまでの必要性はないものと考えます。また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発することは困難であり、全ての事業者に一律同条件で開発することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとして事額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業者の予見性確保にも繋がらないばかりか、結果的に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多数にで当当なのことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことがら、本制度改正の目的を達成することは困難であると考えます。なお、仮に網改造料見込み額を予め開示することを義務化するのであれば、弊社のようにデータ伝送交換機能を利用した接続実績の少ない第二種指定電気通信事業者は見込み額の設定が困難であるといった事情を考慮いただき、ある程度実績を積んだ上で見込み額を引いただき、ある程度実績を積んだ上で見込み額を引っことを認める等の措置を最低限検討いただくよう要望します。			案の修正の有無
【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する 事項を定める件)の一部改正案			

•	
1	_
•	_
_	_
_	"

	意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
	第2条第6項及び第7項 【意見内容】 網改造費用については、接続事業者の要望をもとに個別に開発する機能に応じて変わりうるものであり、要望を伺わないまま予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。 従って、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が接続事業者の予見性を確保できると考えます。 【KDDI株式会社】			
ı	意見D-3 本改正告示案の適用期間に関する確認		考え方D-3	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号 (情報の開示に関する事項を定める件)の一部改正案第 2 条第 1 項第 8 号【意見内容】 本規定については、新たに定められた算定方法により算定した金額から開示対象となると認識しております。上記を踏まえれば、「原価に利潤を加えたものに対する原価の比率」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2016 年度(平成 28 年 4 月 1 日)以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2018年度(平成 30 年 4 月 1 日)以降に適用するものから開示すると認識しております。また、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が2017年度(平成 29 年 4 月 1 日)以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2019年度(平成 31 年 4 月 1 日)以降に適用するものから開示すると認識しており		・接続料規則改正により新たに算定される接続料の算定期間については、接続料規則第4条第2項第2号は原価算定期間が2016年度当初(平成28年4月1日)以降のものから、接続料規則第4条第2項第3号は2018年度当初(平成30年4月1日)以降のものから適用となるのに対する原価の比率」の開示については、御意見のとおり、接続料のは、御意見のとおり、接続料のは、2016年度当初(平成28年4月1日)以降に適用するものから、接続料規則第4条第2項第2号に係るも月1日)以降に適用するものから、接続料規則第4条第2項第3号に係る年4月1日)以降に適用するものから、接続料規則第4条第2項第3号に係る年4月1日)以降に適用するものから、対象となる。なお「原価、利潤及	無
	示すると認識しております。 また、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、接続料規則第4条第2項第2号は原価算定期間が2017年度(平成29年4月1日)以降のものから、接続		2016 年度当初 (平成 28 年 4 月 1 日) 以降に適用するものから、接続 料規則第 4 条第 2 項第 3 号に係る ものは、2018 年度当初 (平成 30 年	

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
きたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコ	E]	規則第4条第2項第2号に係るものは、2017年度当初(平成29年4月1日)以降に適用するものから、接続料規則第4条第2項第3号に係るものは、2019年度当初(平成31年4月1日)以降に適用するものから対象となる。	

E MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見E-1 本改正ガイドライン案に賛同。工事費の明確化等が図られ、内容が一層充実するものと考える。	考え方E-1、E-2	
【意見対象箇所】 MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案 【意見内容】 省令案等改正を受けたガイドライン改正に加えて、工事費に関する明確化や早期の情報開示に対する努力義務等が記載されており、ガイドラインの内容は一層充実するものと考えます。 MVNO の事業の予見性への観点から、新たに追加された「希望する MVNO に対して、需要などの算定根拠情報を早期に開示することが望まれる」という点について、いつ希望するのか等、その手続きについて明確にしていただく必要があると考えます。なお、多くのMVNO にとって需要などの算定根拠情報は重要と考えられることから、希望する MVNO ではなく、一律に通知いただくことが適切と考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】 意見E-2 本改正ガイドライン案に賛同。算定根拠情報の早期開示、接続約款に記載される工事費の解釈の明確化等により、MVNO の予見可能性の向上に資するものと考える。 【意見対象箇所】 MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案 【意見内容】 早期の情報開示、解釈の明確化等によって、MVNOにおける事業運営上の予見可能性の向上や準備期間の確保等が期待できることから、MVNOにおける再滑な事業運営に寄与するものと考えますので、本案に賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	 本ガイドライン改正案は、事業展開上の予見可能性の向上に資するものと評価できる。 また、本ガイドライン改正案に加え、手続の明確化等の御意見については、総務省では、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き状況の確認を行っていく。 	無
意見E-3 本ガイドライン改正案において、ネットワークのふくそう対策や障害情報について、MNOと MVNO が相互に情報を提供するよう義務化すべき。	考え方E-3	
【意見対象箇所】 MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	ネットワークのふくそう対策については、MNO及び MVNO で連携して実施されることが望ましく、	無

提出意見を 意見 考え方 踏まえた 案の修正の有無 MVNO から MNO への情報提供についても、MVNO に係 2 (2) 4) ウ 【意見内容】 る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する 当該箇所において、「ネットワークのふくそう対策については、MVNO 及び MNO のネット ガイドライン2(2)4) ウにおいて、ネットワーク ワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供 のふくそう対策について、「電気通信の健全な発達 することが求められる。」とされているところ、ネットワークのふくそう対策については、 等を図る観点から、MVNO と MNO との間で十分な協 議が行われることが求められる。」と規定している。 MNO から MVNO に対して一方的に情報を提供するだけでは不十分であり、MVNO 及び MNO 双方 のネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MVNOと MNO が相互に情報を提供 ・ 御意見の MVNE 及び MVNO においても、ふくそう事 故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支 する必要があると考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】 障について、双務的に通知する義務を設けるべきと の点については、総務省は平成27年以降、報告義 【意見対象箇所】 務のある電気通信事故に関し、電気通信事故検証会 MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案 議等により検証を行っており、当該検証等を通じて 2 (2) 4) カ 出て来た課題について、必要に応じて制度化を含め 【意見内容】 た対応を行っていく。 当該箇所において、「二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそ う、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNO に通知しなけれ ばならない。また、自身が MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO においては、MNO 等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先 事業者に情報を提供することが適当である。」とされているところ、利用者保護に係る責務 は、MNOのみならず MVNE においても当然に果たされるべきであり、当該事項における MNO とMVNE、双方に求められる責務は同等とする必要があると考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】 【意見内容】 障害情報の提供は、MNOから MVNOへの通知だけではなく、MNOの電気通信役務の提供に支 障を及ぼしかねない MVNO の障害情報については当然に、当該 MVNO から MNO に対して通知さ れるべき事項であると考えます。このため、当該項目については双務的な規定を設けるべき と考えます。 【KDDI株式会社】

F その他について

ドーその他についく			
			提出意見を
意見	再意見	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
意見 $F-1$ 「 SIM カードの提供を求める行為は、接続			
請求の一環をなす」かどうかについて、電気通信紛争処		考え方F-1	
理委員会の答申(2017年1月)まで明らかにして来なか		ラ た刀F-1	
ったのは総務省の瑕疵。			
2017年1月に電気通信紛争処理委員会の答申が出るま		・ MVNO 向けの SIM ロックへの対応	無
で「当該 SIM カードの提供を求める行為は、接続の請求		については、個別事案での対応が先	
の一環をなす」かどうかを明らかにしてこなかったこと		行したのは事実であるが、総務省で	
は、総務省の瑕疵です。日本通信が申し立てをしなけれ		は、平成 28 年に、電気通信紛争処	
ば、今でもSIMカードの種類と機能について接続約款に		理委員会への諮問等に際して、SIM	
明記されることはなかったでしょう。		ロックがなされた端末と接続請求	
		事業者の設備による通信を可能と	
すでに MVNO への差別的な機能制限が掛けられた MNO 端		する SIM カードの提供を接続請求	
末が何千台も流通しているはずです。iOS端末について		先に求める行為が、接続請求の一環	
はキャリア設定の変更により即座に制限を解消できる		をなすものとの理解を明示した。	
としても、Android OS ほかの端末については端末ごとに		・ 上記の動きとは直接の関係はな	
ソフトウェア更新が必要で、どうせ既存販売分はそのま		く、従来より SIM カードの提供に係	
まです。		る接続事業者の負担額は接続約款	
		に規定されていたのであるが、本省	
KDDI は VoLTE 対応 SIM カードの ICCID を MVNO 個別に		令等改正案は、総務省が、平成 28	
変更することで、2年半にわたって MVNO の活動を妨害で		年末から第二種指定電気通信設備	
きましたし、ソフトバンクも特定の iPhone/iPad 対応		に関する接続や卸電気通信役務の	
SIM カードの IMSI を MVNO に使わせないことで、日本通		業務の状況について調査を実施し、	
信のサービス開始を半年以上遅らせることに成功しま		当該調査の結果を踏まえ、第二種指	
した。		定電気通信設備に係る接続及び卸	
		電気通信役務の提供条件の透明性・	
業務改善命令が出た時点で従えば良いだけの話で、課		適正性等を確保し、移動電気通信市	
徴金や罰則などもありませんから、結局は「やったもの		場における公正競争環境を向上さ	
勝ち」がはびこる業界です。		せることを目的として、策定したも	
		のである。	
総務省の無能ぶりには本当に頭が下がります。		また、総務省においては、制度改	
【個人】		正後の運用状況についても、市場検	
I BHZ V			

C	S
C	0
_	

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
		証会議の「移動系通信に関する電気 通信事業者の業務の状況等の確認」 等を通じ、引き続き状況確認を行う とともに、MVNO を含めた移動通信 市場の公正な競争確保のための取 組を進めていく。	
意見F-2 第一種指定電気通信設備制度の見直しの 対応と第二種指定電気通信設備制度の見直しの対応が アンバランス。		考え方F-2	
【意見対象箇所】 その他 【意見内容】 昨今、移動体通信市場においては、MVNO等のニーズも 踏まえ、端末購入補助に関する議論や接続料に関する制 度見直し(利潤算定方法の見直しやデータ需要の見直し 等)議論が活発に進められています。 一方、固定通信市場においては、ボトルネック性を有 する第一種指定電気通信設備を設置する事業者に係る 制度について、FTTHのサービス卸料金の高止まりやメタ ル接続料の急激な上昇など、様々な制度的課題が顕在化 しており、接続事業者等からその見直しを求める声が挙 がっている状況の中、「接続料の算定に関する研究会」等 でようやく議論が開始されたものの、第二種指定電気通 信設備制度と比較して対応が遅いことは明らかであり、 結果としてユーザ利便の向上が図られていないものと 考えます。 この結果、第一種指定電気通信設備制度と第二種指定 電気通信設備制度の間において、下記のようなアンバラ ンスな事態が生じています。 (1) ボトルネック性を有していない第二種指定電気通 信事業者に対し、第一種指定電気通信設備制度には		・本名 28年末 28年末 28年末 28年末 28年末 3年末 3年末 3年末 3年末 3年末 3年末 3年末 3年末 3年末 3	無

-	•
C	٥
_	_

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
存在しない規制が一部導入されていること (具体的例) ・非指定電気通信設備である SIM カードの料金算定方法等を接続料規則に定めるよう検討がなされていること ・網改造料見込み額の事前開示の検討がなされていること ・接続料の利潤算定において第一種指定電気通信設備に認められるような裁量が認められていないこと (負債圧縮の考え方等) (2) 第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の見直しに関し、接続事業者等からのニーズがある状況は同等であるにも係わらず、第二種指定電気通信設備制度の見直しのみ異様に短期間で制度見直しが議論され、規制制度の改変速度が著しく速いこと (具体的例) ・「電気通信事業分野における市場検証(平成 28 年度)」年次レポート(案)の意見募集が行われる以前に本省令改正案の意見募集が開始される等、第一種指定電気通信設備制度とは明らかに異なるスピード感で制度改正が進んでいること このように第二種指定電気通信事業者に対してのみ規制強化が大きく進展することは、電気通信市場全体で見た場合、公正な競争環境を阻害する結果に繋がることも考えられることから、今後は指定設備制度間で不均衡な扱いとならないよう、十分配慮いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】		指定では、 指定では、 にの接続に際していないSIMカードにのない。 についてでは、 についました。 についました。 についました。 にでアンとはですると、 のってすると、第してもいる。 は、いわゆるがない。 は、いわゆるがないよう では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要

I 背景

電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第二種指定設備設置事業者」という。)は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等(第 34 条)や、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供等の届出(第 38 条の 2)の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者(以下「MVNO」という。)と第二種指定設備設置事業者との間の、接続や卸電気通信役務の業務の状況についての調査の結果(別添 1)を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加するとともに、第二種指定設備設置事業者がデータ伝送交換機能に関し取得すべき金額の算定方法を追加する等の省令等改正を行う。

Ⅲ 概 要

1. 電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

(1)接続約款記載事項の追加(第23条の9の5)

データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とする次の事項について、 提供条件の透明性等を確保し、接続を円滑に行えるようにするため、第二種指定電気通 信設備に関する接続約款への記載事項に追加する。

- ①標準的な役務利用管理システム(電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びに それらに関する情報の管理を行うためのシステム)の機能及び料金
- ② SIM カードの種類ごとの機能
- ③第二種指定設備設置事業者の電気通信役務の提供に生じた障害に関する情報の接続事業者への通知責任

(2) 卸電気通信役務の提供の業務に関する届出事項の追加(第25条の7)

第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供条件のうち、卸電気通信役務の提供を受ける者の業務に与える影響が大きい役務利用管理システム及びSIMカー

ドの機能、料金、提供条件等について、総務省における不当な差別的取扱い等の検証可能性を確保するため、総務大臣に対する届出事項に追加する。

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)

(1) データ伝送交換機能の区分(第4条第2項)

データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素ごとに接続料の算定方法を定めるため、以下の区分を設ける(②及び③は、今般新たに第二種指定電気通信設備接続料規則に位置づけ。)。

- ① ②③以外のもの
- ② 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの(回線管理機能)
- ③ SIM カードの提供に係るもの

(2) データ伝送交換機能の接続料の算定方法(第13条)

データ伝送交換機能の接続料の単位について、第 4 条第 2 項に掲げる区分に応じて 以下のとおりとする。

- ① (1)①の接続料 回線容量(従来どおり)
- ② (1) ②の接続料 回線数
- ③ (1) ③の接続料 SIM カードの枚数

また、(1)③の SIM カードの提供に係る接続料については、接続会計に基づく通常の算定方法の他に、以下の方法を用いることもできる(第2項)。算定方法は、翌算定期間においても、同じ算定方法を用いることとする(第3項)。

原価=(SIMカードの調達費用)

+ (SIM カードの管理及び提供に要する費用として合理的に算出したもの)

利潤=(SIMカードの提供から接続料の収納までの運転資本)

× ((1) ①の接続料の利潤/レートベース)

(3)接続料の計算等(第16条)

第二種指定設備設置事業者は、毎事業年度の接続会計を整理したときに、その結果等と通信量等の実績値に基づいて、接続料を計算する(第1項。SIMカードの提供に係る接続料について、第13条第2項の規定による接続会計によらない算定方法により算定する場合も、同様に毎事業年度、接続料を計算することとする。)。

接続料を変更した際には、遡及精算を行わなければならない(第 2 項)が、SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による算定方法により算定する場合には、遡及精算を行う必要はないこととする(第 3 項)。

Ⅲ 施行日等

施行日及び経過措置について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成28年4月1日以降である接続料の算定から適用する。ただし、SIMカードの提供に係る接続料は、平成30年4月1日以降の接続料から適用する。
- (3) 改正を受けた、接続約款の変更の届出は施行日から3月以内に、卸電気通信役務 の変更の届出は施行後遅滞なく行うこととする。

IV その他

諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)、平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する事項を定める件)及び「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成 14 年 6 月策定)の改正を行う。

【電気通信事業法施行規則】

- 第二種指定電気通信設備に関する接続料のうち、接続事業者の請求に応じて個別に開発する機能や、開発に要した費用を事業者数などで案分する機能であるため、あらかじめ接続約款にその実額を記載できないものについて、機能ごとの案分方法を含む算定方法を接続約款記載事項と規定(第23条の9の3)
- 第二種指定電気通信設備接続料規則への特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの及び SIM カードの提供に係る接続料算定方法の規定と併せ、総務省における当該接続料の適正性の検証可能性を確保するため、当該接続料の算定根拠様式を整備(様式第 17 の 4 の 2~様式第 17 の 4 の 7)

【電気通信事業報告規則】

● 第二種指定設備設置事業者の特定関係法人による卸電気通信役務の報告事項について、役務利用管理システム及び SIM カードに関する機能、料金、提供条件等を追加

【平成28年総務省告示第107号(情報の開示に関する事項を定める件)】

● 第二種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要な次の事項について、第二種 指定設備設置事業者による情報開示義務を追加

- ①MNO網における障害情報の通知
- ②役務利用管理システム又は SIM カードへの機能追加又は変更の通知
- ③第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNOの接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないものの見込み額の公表
- ④端末接続試験について、標準的な料金を含む情報の開示
- ⑤接続約款への記載が義務づけられた機能ごとの接続料の、原価に利潤を加えたもの に対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比

【MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

- 上記省令等改正を受けたガイドラインの改正
- 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、第二種指定設備設置事業者が接続約款に記載する工事費について、頻度の高い工事は、工事単金だけではなく、工事あたりの単価を約款に記載すべき旨明確化
- 平成 28 年総務省告示第 107 号第 2 条第 5 号に基づく、役務利用管理システム又は SIM カードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知について、 MVNO 側で対応のために必要な準備期間を十分に確保できるよう早期に行うことに 努めるよう記載
- MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO について、第 二種指定設備設置事業者等の卸元事業者から得たふくそう、事故等に関する情報について、速やかに卸先事業者に情報提供するよう記載

以上

移動系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

平成29年5月31日

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課

移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認について

1

「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画(平成28年度)」(平成28年8月12日)に基づき、MNO及びMVNOに対し、MVNOに関する接続制度の運用状況及び卸電気通信役務の提供状況等について確認を行うとともに、サービス提供に当たっての課題等について、ヒアリング調査を実施。

【ヒアリング調査の概要】

対象事業者	【MNO】 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 UQコミュニケーションズ(株)、Wireless City Planning(株) 【MVNO】 31社から回答	
確認方法	MVNO:書面調査を実施し、希望する事業者には追加でヒアリングを実施 MNO:MVNOへの調査結果を基にあらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング	
確認項目	① 接続条件の内容等 ②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項 ②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等 ④ その他協議関係等	

- □ MVNOがMNO網に設備を接続する場合(データ接続機能等)には、電気通信事業法上は「接続協定」か「卸契約」をMVNOが選択可能。
 - ※MVNOがMNOに設備を接続しない形態(080/090による音声通話等)では、「卸契約」のみ可能。
- □ 第二種指定電気通信設備設置事業者と「接続協定」を締結する場合、接続事業者は、総務大臣に届け出た 接続約款に基づく接続料・接続条件で接続協定を締結することとなる。
- □ 「卸契約」を締結する場合、事業者間の個別協議により、料金・条件等を定めることが可能。
 - ※第二種指定電気通信設備設置事業者は、一定規模以上(契約数50万回線以上等)の卸契約等を総務大臣に届出。
- □ MVNOが利用するデータ接続機能については、「卸契約」でも接続約款と同一の料金等の条件が提示されていることが多く、多くのMVNOが「卸契約」で当該機能を利用している。

接続協定(第二種指定電気通信設備設置事業者との場合)

選択可能

卸契約

提供/接続に係る義務

- ■提供すべき機能(接続機能)は総務省令で規定
- ■接続応諾義務あり

- ■どのような役務を提供するかは事業者間協議で決定
- ■提供義務なし(※1)
- ■不当な差別的取扱いは<u>業務改善命令の対象</u> 支配的事業者(NTTドコモ)の場合、特定関係法人であって総務大臣が指定した者に対する不当な優遇の禁止

料金・条件に係る義務

- ■総務大臣に届け出た<u>接続約款に基づき協定を締結</u> することが必要
- ■接続料は、適正原価に適正利潤を加えた額を超え ない額とされている
- ■事業者間協議<u>により個別に契約を締結することが可能(</u>※2)
- ■不当な競争を引き起こすものであり、利用者の利益 を阻害するときは<u>業務改善命令の対象</u>

紛争処理手続

- ■総務大臣による協議再開命令や裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁を利用することが可能
- ※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。
- ※2 ただし、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要(電気通信事業法第38条の2)。

確認結果及び対応方針<1/7>

3

①接続条件の内容等

	催認結果	对応万針
٠ <u>-</u>	論点1-1関係 種接続料規則において、「 接続料の急激な変動がある 認められる場合 」に、 当年度精算 ※が行われるがこの 準が不明 等との指摘があった。	○総務省は、接続料の低廉化の動向も踏まえ、 当年度精算 の在り方を検討する。
※ 技	接続会計の適用年度(約2年前)に遡って精算すること	
• 現 当	論点1-2関係 以、接続料の届出時期 [※] が、3月下旬となっており、 年度精算の 接続料の確定が遅く、事業の予見性、企業 計の観点から問題 との指摘があった。	○二種指定設備設置事業者が、接続料の算定を可能な限り 早期に行ったり、確定が早い需要などのデータについて早 期に提示することなどにより、MVNOの予見可能性を高 めることが望まれる。
	施行規則に基づき、接続約款を変更する時はその実施の日の7日前ま こ総務省に届出を行う。	

②-1接続を円滑に行うために必要な約款記載事項

確認結果 対応方針 (1)論点2-1関係 ○データ伝送交換機能の利用において回線管理機能が不可 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載しているデー **欠**であり、データ伝送交換機能の一部と考えられること タ伝送交換機能の利用に不可欠な**回線管理機能の料金の** から、その料金の公正妥当性確保が重要と考えられるた **算定方法が不明確**であり高額、公正妥当な金額か疑問 め、総務省は、回線管理機能の料金等の適正性·公平性 を向上させるために必要な措置を検討する。 等との指摘があった。 ○データ伝送交換機能の利用においてSIMの利用が不可欠で (2)論点2-2関係 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載している あることから、SIMの種類等を明らかにし、貸与料金に ついて公正妥当性を確保することが重要であると考えら SIM*の貸与料金に割高感がある、算定方法が不明との 指摘があった。 れるため、総務省は、SIMの貸与料金等の適正性・公平 性を確保するために必要な措置を検討する。 ※ SIMカードは、一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通 信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置 であり、通信を行うために必要な設備。 (3)論点2-3関係 ○網改造料のうちデータ伝送交換機能の提供に係るもの 二種指定設備設置事業者が施行規則に基づき接続約款に は、当該機能の提供を受けるのにあたり、支払いが不可 記載している網改造料、工事費、手続費の妥当性が疑問 欠であるのにも関わらず、現状、その金額の提示のあり 等との指摘があった。 方は二種指定設備設置事業者により異なっており、 MVNOにとって予見性の課題となりうる。総務省は、網 改造料について、MVNOの予見性を向上させるために必要 な措置を検討する。 ○一定の実績がある代表的な工事については、**接続約款に 実績に基づいた工事ごとの工事費を明示**することが適当 であると考えられるため、総務省において、必要な措置

確認結果及び対応方針<3/7>

を検討する。

対応方針

5

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<1/2>

確認結果

(1)論点2-4関係 ・接続料の算定根拠の開示について、一種指定設備設置事業者と同等に義務づけてほしい 等との指摘があった。	○総務省は、接続料の算定根拠が透明性及び予見性の向上に資することを踏まえ、接続料の算定根拠の透明性を 向上するために必要な措置を検討する。
(2)論点2-5関係 ・回線管理システム※に関する契約条件が公表されておらず公平性が担保されない、回線管理システムの料金の妥当性が不明 等との指摘があった。 、電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うためのシステム	○回線管理システムのうち、SIMの発行等や回線の管理等 に関する機能は、現状、データ伝送交換機能を用いる MVNOは原則提供を受ける必要があるものであり、総務 省は、これら機能の重要性に鑑み、その料金等を接続約 款記載事項とする。
(3)論点2-6関係 - 二種情報開示告示おいて、請求に応じて情報を開示すべき旨定めているSIMや回線管理システムを含め、一般的に、機能追加等に係る情報開示が、質問をしないとなされない、積極的な情報開示を希望 等との指摘があった。	○必要性の高い機能追加に係る情報開示がなく、または MVNO間で著しい差が生じる場合、二種指定設備設置事業者とMVNO間、またはMVNO間のイコールフッティングが確保されず、MVNOが競争上不利な状態におかれる可能性がある。総務省は、SIMや回線管理システム等、MVNOの業務に与える影響が大きいものについて、機能追加の情報が適切に開示されるために必要な措置を検討する。

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<2/2>

確認結果	対応方針
(4)論点2-7関係 - 二種情報開示告示において、請求に応じて情報を開示すべき旨定めている「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」について、ネットワーク設備に関する障害情報が遅い、情報が不完全等との指摘があった。	○総務省は、昭和62年郵政省告示第73号を踏まえ、ネット ワーク設備に関する障害情報を接続事業者に迅速に通知 する責任を、接続約款においても明確にするために必要な 措置を検討する。
(5)論点2-9関係 ・端末接続試験の実施について、二種指定設備設置事業者の接続約款に記載があるが、費用は記載されておらず、MVNOが申し入れた端末接続試験について、費用が二種指定設備設置事業者と端末ベンダとの間で秘密になっており、MVNOに開示されない 等との指摘があった。	○MVNOが当該 試験の費用の開示 を受けられない場合、 MVNOが端末の調達に係る費用 を予見できず、二種指定 設備設置事業者に対し競争上不利な状態に置かれる可能 性がある。総務省は、当該 費用が適切に開示されるよう、 必要な措置 を検討する。

確認結果及び対応方針<5/7>

7

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<1/2>

確認結果	対応方針	
(1)論点3-1関係 ・回線管理システムのAPIに関する契約条件が公表されておらずMVNO間で差異があるか分からない、回線管理システムのAPIの料金の妥当性が不明 等の指摘があった。	○API等の回線管理システムの付加機能についても、 MVNOの回線管理システムとして回線の登録、変更等を 行うための重要な機能であることに鑑み、総務省は、不 当な差別的取扱いがないか等の確認を行うため、付加的 機能を含めた回線管理システムの契約について届出の対 象とする。	
(2)論点3-2関係MNOが再卸に制限を設けるおそれがある 等との指摘があった。	○再卸の制限は、電気通信事業法第29条第1項第7号及び同項第10号に該当する場合には、業務改善命令の対象となる。MNOで現に再卸に制限を設けている場合は、この点に留意し、その制限が、不当なものに当たらないか、当該事業者において確認することが必要であり、総務省は、その状況を注視する。	

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<2/2>

確認結果

(3)論点3-3関係

- ・ 二種指定設備設置事業者のグループ企業である
 - **一部のMVNO**の提供するサービスについて、
 - ➤ 他のMVNOには提供されていないテザリングが 提供されている
 - ➤ 他のMVNOでは実現できないようなプロモー ションがなされている
 - > **当該二種指定設備設置事業者との販売連携**がある

等の差異があり、**競争上優位。当該二種指定** 設備設置事業者による優遇があるのではないか。 との指摘があった。

対応方針

- ○二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが提供を受けている**卸電気通信役務に係る契約条件**によれば、**接続約款と同等の単価**が設定されていることが確認できた。
- ○一部のMVNOは当該二種指定設備設置事業者との間で販売支援を 受ける契約を結んでいることが確認できた。この点、当該二種指定 設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、当該販売支援の提 供については協議に応じるとの説明があった。
- ○二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けているSIMではテザリングが利用可能となっているが、他のMVNOに提供しているSIMではテザリングが利用できないケースがある。
- ○ヒアリングの結果、当該二種指定設備設置事業者からは、他の MVNOに対しても、要望に応じてテザリングの提供を可能にするとの 説明があったため、総務省は、これに関する事業者間協議の状況 を注視する。

(4)論点3-4、論点3-5関係

- 二種指定設備設置事業者のグループ企業である 一部のMVNOの提供するサービスについて、他 のMVNOでは実現できないような料金設定が なされ、競争上優位。当該二種指定設備設置 事業者による優遇があるのではないか。
- ・一部の二種指定設備設置事業者によるサブブランド展開について、MVNOに対する競争条件の公平性の観点で懸念。競争政策の在り方について見直しをはかって頂きたい等の指摘があった。
- ○電気通信事業者が不当に安価な料金設定等を行った場合には、電気通信事業法第29条第1項第5号の業務改善命令の対象となる可能性がある。
- ○総務省としては、電気通信事業者の料金等が、不当な競争を引き起 こすものとならないか等、引き続き注視していく。

確認結果及び対応方針<7/7>

となる。

9

④その他協議関係等に係る検証

確認結果

(1)論点4-2関係

・ 一部端末で、テザリングがMVNOで利用できない、SIMロックフリーを含めた一部の端末で、動作が二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で決まっており、MVNOでのテザリング等の動作に制限がある 等との指摘があった。

対応方針

- ○例えば、MNOが行うネットワーク上の制限などにより MVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生じている 場合や、MNOと端末ベンダとの協議で定められた、MVNO にも適用される端末上の設定などが原因となり、MVNO のテザリング等のサービス提供に支障が生じているにも関わらず、当該二種指定設備設置事業者が改善に向けて取り組まない場合において、電気通信事業法第29条第1項第7号又は同項第12号に該当すると、業務改善命令の対象
- ○これらの趣旨を踏まえ、総務省は、**二種指定設備設置事業者の取組の状況を注視**しつつ、必要に応じ、**電気通信事業法の考え方を明確化**することを検討する。

(2)論点4-3関係

・安価なSIMの提供やMVNO独自SIMの発行、SIM開通期間等の運用の柔軟化、音声定額プランの卸提供、音声卸での現状より大きなボリュームディスカウントや現状よりも細かい秒単位での課金ができるようにしてほしい、協議において、技術仕様をMVNOに一切開示しないため、協議が長期化している 等との指摘があった。

- ○接続の実現や卸役務の提供は、円滑な事業者間協議により行われることが望ましい。
- ○MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。

①接続条件の内容等<1/3>

確認内容及び確認結果 対応方針 (参考)関係法令等 <論点1-1> データ伝送交換機能の接続料に係る当年度精算は、 第二種指定電気通 MVNOが第二種指定設備設置事業者に 従来の接続料算定期間の翌年度まで遡及精算する方 信設備接続料規則 支払う接続料の精算方法は、第二種指 法では、接続料が毎年低下する状況において、当年 第16条 定電気通信設備接続料規則第16条に定 度の低い需要当たりの原価を視野においた事業展開 が可能なMNOと比較してMVNOが競争上不利な状 められている。同規定中「接続料の急 態に置かれている可能性があることから、MVNOの 激な変動があると認められる場合」に、 競争環境の整備の観点から導入された制度。 接続会計の適用年度である約2年前に 遡って精算(当年度精算)するとされ 現状、二種接続料規則においては、前年度の実績に ており、現状、データ伝送交換機能の 基づく接続料の精算が原則となっているが、「接続 接続料について実施されている。 料の急激な変動があると認められる場合」に当年度 精算を行うこととしており、データ伝送交換機能の 接続料については当年度精算が行われている。 【MVNOの意見】 • しかしながら、二種指定設備設置事業者及びMVNO 当年度精算が行われる「接続料の急 の双方から意見があるとおり、現状、当年度精算の 激な変動」の基準が不明。 条件である「急激な変動」には具体的な基準がない 「接続料の急激な変動」の有無は事 ため、当年度精算が行われるか否かについて、判断 業者ではなく総務省が判断すべき。 基準の明確性の観点から課題があると考えられる。 年度によって溯及期間が異なり不透 総務省は、接続料の低廉化の動向も踏まえ、当年度 精算の在り方を検討する。 • 事後精算ではなく固定的な価格にし てほしい。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 当年度精算が行われる「接続料の急

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細) <2/24>

11

①接続条件の内容等<2/3>

激な変動」の明確な基準を設けてほ

しい。

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点1-2> 第二種指定電気通信設備を設置する事業者が接続約款を変更する時は、その実施の日の7日前までに総務省に届出を行うこととされている。現状、当該事業者は、新たな接続会計に基づき接続料を算定し接続約款を変更するときは、当該約款を3月下旬に届け出ている。	 二種指定設備設置事業者は、接続料の算定スケジュールを大幅に早めることは実務的に困難としている。 他方、二種指定設備設置事業者からは、MVNOからの要望も踏まえ、接続料の算定を可能な限り早期に行いたいとのことであった。 この点、二種指定設備設置事業者は、接続料の算定を可能な限り早期に行ったり、確定が早い需要などのデータについて早期に提示することなどにより、MVNOの予見可能性を高めることが望まれる。 	 電気通信事業法第34条 電気通信事業法施行規則第23条の9の3 第二種指定電気通信設備接続料規則第6条、第16条
【MVNOの意見】・ 当年度精算の接続料の確定が遅く、事業の予見性、企業会計の観点から問題。	・ また、二種指定設備設置事業者は、MVNOの検討に 資するため、接続料算定のプロセス等について、 MVNOに説明することが望まれる。	
【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・接続料の算定スケジュールを大幅に 早めるのは困難。 ・接続料の算定を可能な限り早期に行 いたい。		

①接続条件の内容等<3/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点1-3> 【MVNOの意見】 ・ 一部の二種指定設備設置事業者に比べて他の二種指定設備設置事業者の接続料が高く、格差を是正する取組が必要。	 接続料は二種接続料規則等に基づき、各社の適正原価に適正利潤を加えたものを需要で除して算定することとしており、二種指定設備設置事業者ごとに金額は異なっている。 二種指定設備設置事業者間の算定方法の違いに起因する接続料格差については、総務省において、利潤の算定方法を具体的に定める省令改正(2017年2月)を行い、算定方法に起因する接続料の格差は縮小した。また、当該算定方法については3年後を目処に見直しを行うこととしており、引き続き、接続料の算定の適正性・検証可能性・公平性の確保について取り組んでいく。 	• 第二種指定電気通信設備接続料規則第11条

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細) <4/24>

13

②-1接続を円滑に行うために必要な約款記載事項<1/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点2-1> 回線管理機能*の接続料金は、二種指定設備設置事業者の接続約款に記載されている。 【MVNOの意見】 回線管理機能の料金の算定方法が不明確であり高額、公正妥当な金額か疑問。 回線管理機能をアンバンドル機能とし、二種接続料規則の適用を希望。 	回線管理機能の料金については、施行規則により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な」金額を接続約款に記載すべき旨規定しており、二種指定設備設置事業者各社とも、当該料金は、原価に利潤を加えたものを需要で除す算定を行っている。 回線管理機能は、MNOが提供するHLR/HSS等の利用に係る機能であり、現状、データ伝送交換機能の利用に際し、MVNOは必ず利用する必要のある機能であるが、現状、料金の算定方法の詳細が定められているわけではない。 データ伝送交換機能の利用において回線管理機能が	 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 MVNOガイドライン2(2)2)ア(オ)
【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・回線管理機能の料金については、問い合わせに応じて算定の考え方を説明している。 ※ 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証等を行う機能。	不可欠であり、データ伝送交換機能の一部と考えられることから、その料金の公正妥当性の確保が重要と考えられるため、総務省は、回線管理機能の料金等の適正性・公平性を向上させるために必要な措置を検討する。 ・また、現状、MVNOガイドラインに、接続料について「水準が争点となった場合には(中略)可能な限り情報開示することが適当」と記載されていることを踏まえて、二種指定設備設置事業者はMVNOに回線管理機能の費用の算定根拠について可能な限り情報開示することが望まれる。	

②-1接続を円滑に行うために必要な約款記載事項<2/3>

確認内容及び確認結果 対応方針 (参考)関係法令等 <論点2-2> 現状、二種指定設備設置事業者各社とも接続約款 • 電気通信事業法施行 にSIMの貸与料金を記載している。二種指定設備設 規則23条の9の5第1 現状、二種指定設置事業者各社は、 SIMカード※の貸与料金を接続約款に 項第3号 置事業者によれば、当該料金は、調達費用に管理 • 平成28年総務省告示 記載している。 費、資本調達コスト等を加算したものから算定し ているとのことであった。また、MVNOに対して 第107号第2条第3号 【MVNOの意見】 は、算定の考え方は伝えているとのことだった。 • SIMの貸与料金に割高感がある、算 SIMは、現状、データ伝送交換機能を用いる 定方法が不明。 MVNOは提供を受ける必要があり、当該機能の提 供に当たって不可欠であるが、SIMの提供料金の算 【二種指定設備設置事業者等の意見】 定方法は定められていない。また、現状、その種 類等は接続約款記載事項とされていない。 • SIMの提供料金については算定の考 え方を説明している。 データ伝送交換機能の利用においてSIMの利用が不 可欠であることから、SIMの種類等を明らかにし、 ※ SIMカードは、一般的に携帯電話などの通信 貸与料金について公正妥当性を確保することが重 端末に挿入して、移動通信ネットワークでの 要であると考えられるため、総務省は、SIMの貸与 利用者認証などに用いられる情報が記録され

措置を検討する。

料金等の適正性・公平性を確保するために必要な

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細)<6/24>

15

②-1接続を円滑に行うために必要な約款記載事項<3/3>

する。 なお、

が示されている。

た装置であり、通信を行うために必要な設備。

算定の考え方や費用の概

算額を説明している。等

(参考)関係法令等 確認内容及び確認結果 対応方針 網改造料、工事費、手続費については、施行規則において、 <論点2-3> 電気通信事業法 率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に 網改造料、工事費、手続費 施行規則第23条 照らし公正妥当な」金額を接続約款に記載すべき旨を規定してい の9の5第1項第4 については、二種指定設備 异 設置事業者は施行規則に基 現状、二種指定設備設置事業者各社は、工事費、手続費については接続約款に単価を記載したり、「実費」である旨の記載をした 現狀 MVNOガイドラ づき各社とも接続約款に記 りしている。また、網改造料については算定式を接続約款に記載 しており、金額の記載は無いが、この点、二種指定設備設置事業 イン2(2)2)ア(オ) 載している。 利用事業者数の増減等により、 金額が変動することか 【MVNOの意見】 接続約款への記載が困難である旨の説明があった。 • 網改造料、工事費、手続 網改造料については、MVNOガイドラインに「金額の検証に客観 性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当」と記載されていることを踏まえて、二種指定設備設置事業者はMVNOに可能な限りその内訳について説明することが望ま 費の妥当性が疑問。 網改造料等、約款記載さ れない部分で二種指定設 備設置事業者の裁量が大 きい。 網改造料のうちデータ伝送交換機能の提供に係るものは、 能の提供を受けるにあたり、支払いが不可欠であるにも関わらず、 現状、その金額の提示のあり方は二種指定設備設置事業者により 異なっており、MVNOにとって予見性の課題となりうる。総務省 網改造料の費用案分の考 え方は整理が必要。 工事費が実稼働ベースで 網改造料について、MVNOの予見性を向上させるために必要 は、 あり事前に費用の見積も な措置を検討する。 りが正しくできない。 工事費については、作業単金に作業時間を乗じたものとされ、作 業単金は示されているが、作業時間等の見通しがつきにくいことで支払額の予見性が必ずしも十分ではない。 【二種指定設備設置事業者 この点、少なくとも一定の実績がある代表的な工事については、接続約款に実績に基づいた工事ごとの工事費を明示することが適 等の意見】

当であると考えられるため、総務省において、必要な措置を検討

(44)

一種指定設備設置事業者の接続約款では工事ごとの工事費

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<1/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点2-4> 二種指定設備設置事業者の接続料の算定根拠の情報開示については、MVNOガイドラインで、可能な限り情報開示することが適当としている。 【MVNOの意見】 ・一種指定設備設置事業者と同等の算定根拠の開示を義務づけてほしい。	 現状、MVNOガイドラインに「接続料の水準が争点となった場合には(中略)例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当」と記載されている。総務省は、接続料の算定根拠が透明性及び予見性の向上に資することを踏まえ、接続料の算定根拠の透明性を向上するために必要な措置を検討する。 なお、一種指定設備設置事業者については、一種指定設備 	• MVNOガイドライ ン2(2)2)ア(エ)
【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・接続料は二種接続料規則等に基づき 算定している旨をMVNOに説明して いる。 ・接続料の算定に用いられるデータは 秘匿性の高い経営情報を含むもので あり、その開示は必要最低限である べき。等	定設備との接続が他の電気通信事業者にとって基本的に不可欠であり、公共の利益に資すると考えられることから、事業者間協議が容易・迅速化されることを期待し、一種情報開示告示において、算定根拠の開示が義務づけられている。	

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細) <8/24>

17

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<2/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点2-5> 回線管理システム*に係る情報を請求 に応じて開示すべき旨二種情報開示告 示で定めている。	現状、二種情報開示告示において、回線管理システムに係る情報を請求に応じて開示すべき旨を定めている。この回線管理システムのうち、SIMの発行や回線の管理等に関する機能は、現状、データ伝送交換機能	 平成28年総務省告 示第107号 MVNOガイドライ ン2(2)2)イ(カ)
【MVNOの意見】回線管理システムに関する契約条件が公表されておらず公平性が担保されない。回線管理システムの料金の妥当性が不明。	を用いるMVNOは原則提供を受ける必要があるものであるが、現状、その料金等の接続約款への記載義務は定められていない。 ・ 総務省は、これらの機能の重要性に鑑み、その料金等を接続約款記載事項とする。	
【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・ 必要な情報は契約書や協議において 提示している。等 ※ 電気通信回線の登録及び変更並びにその他		
電気通信回線に関する情報の管理等を行うためのシステム		

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<3/7>

確認内容及び確認結果 対応方針 (参考)関係法令等 • 現状、二種情報開示告示において、SIMや回線管理 <論点2-6> 平成28年総務省告 二種情報開示告示において、SIMや回 示第107号第2条第3 システムに係る情報を開示すべき旨定めているが、 線管理システムに係る情報を請求に応 当該情報は、「開示の請求があった者に限り開示す • MVNOガイドライ じて開示すべき旨定めている。 る」ものと定められている。 ・ また、電気通信事業法第34条第7項による情報開示努 ン2(2)2)イ(カ) 力義務の具体例として、MVNOガイドラインにおい 【MVNOの意見】 SIMや回線管理システムを含め、一 て、「第二種指定電気通信設備に将来追加される新 たな機能等に関する情報」及び「回線管理システム 般的に、機能追加等に係る情報開示 が、質問をしないとなされない。積 等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機 極的な情報開示を希望。 能追加等の情報」を記載している。 二種指定設備設置事業者は、機能追加等があれば、 二種情報開示告示の実効性の担保が 必要。 現状も事前通知を行っているとのことであった。 • MVNOガイドライン等の記載を踏まえ、二種指定設 【二種指定設備設置事業者等の意見】 備設置事業者は機能追加に当たっては情報開示する • 機能追加に関してはガイドラインに ことが望まれる。 則って事前に通知を行っている。等 • 必要性の高い機能追加に係る情報開示がなく、また はMVNO間で著しい差が生じる場合、二種指定設備 設置事業者とMVNO間、またはMVNO間のイコール フッティングが確保されず、MVNOが競争上不利な 状態におかれる可能性がある。総務省は、SIMや回 線管理システム等、MVNOの業務に与える影響が大 きいものについて、機能追加の情報が適切に開示さ

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細)<10/24>

れるために必要な措置を検討する。

19

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<4/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等	
<論点2-7> 「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」を請求に応じて開示すべき旨二種指定告示で定めている。 【MVNOの意見】 ・ネットワーク設備に関する障害情報が遅い、情報が不完全。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・重大事故等については、ユーザ向けと同じタイミングで、HPで公表したり、MVNOにはメールで直接通知している。等	 現状、二種情報開示告示において、「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信を定めている。情報は、「開示があった者とにとうでは、「開示があったの間があったのでは、「ののでは、「ののでは、「仮想移動では、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」を提供する。のでは、「ののでは、」を提供する。のでは、「ののでは、」を提供する。のでは、「ののでは、」を提供する。のでは、「ののでは、「ののでは、」を提供する。のでは、「ののでは、「ののででは、「ののでは、」を表して、「ののでは、「ののでは、」を表して、「ののでは、「ののでは、」を表して、「ののでは、「のでは、「	 平成28年総務省告示第107号第2条第3号 昭和62年郵政省告示第73号 MVNOガイドライン2(2)4)ウ 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第5号 	

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<5/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点2-8> 【MVNOの意見】 ・回線管理システムやMNPに関する障害 について、24時間365日、直接情報がほ しい。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・回線管理システムの障害については直接 通知している。等	・回線管理システム等の、二種指定設備設置事業者がMVNOに提供する業務系システムに障害が生じた場合、MVNOの販売や各種手続に支障が生ずることから、MVNOの業務の適正な実施のためには、二種指定設備設置事業者は、回線管理システム等の障害情報について、MVNOとの連絡のあり方を協議することが望まれる。 ・また、MVNOも、他のMVNOに同様の業務系システムを提供している場合は、同様に迅速に情報提供することが望まれる。	• 平成28年総務省告 示第107号第2条第3 号
<論点2-9> 端末接続試験の実施について、各事業者とも接続約款に記載があるが、費用は記載されていない。 【MVNOの意見】 MVNOの意見】 MVNOが申し入れた端末接続試験について、費用が二種指定設備設置事業者と端末ベンダとの間で秘密になっており、MVNOに開示されない。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 端末試験方法や内容については、ネットワーク構築や端末開発に係るノウハウを含んでいる。 詳細な費用は可能な範囲でMVNOに開示している。等 	・端末接続試験の費用について、MVNOガイドラインに「①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい」と記載されており、二種指定設備設置事業者は、ガイドラインを踏まえてMVNOに説明を行うことが望まれる。 ・MVNOが当該試験の費用の開示を受けられない場合、MVNOが端末の調達に係る費用を予見できず、二種指定設備設置事業者に対し競争上不利な状態に置かれる可能性がある。総務省は、当該費用が適切に開示されるよう、必要な措置を検討する。	• MVNOガイドライ ン2(2)4)エ

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細)<12/24>

21

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<6/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点2-10>接続料の精算が翌年度又は翌々年度となっており、接続料が急激に変動している場合には精算額が多額となる可能性があるため、MVNOガイドラインに暫定的な支払方法を設けることが望ましい旨、記載している。 【MVNOの意見】 ・接続料の支払猶予率の基準が不透明。	・支払猶予率については、MVNOガイドラインに「その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい」と記載されており、二種指定設備設置事業者は、ガイドラインを踏まえてMVNOに説明を行うことが望まれる。	• MVNOガイドライ ン2(2)2)イ(ウ)イ)
【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・ 支払猶予率についてはMVNOガイドラインの記載を 踏まえ設定、MVNOとの協議で決定。等		
〈論点2-11〉 【MVNOの意見】 一部の二種指定設備設置事業者が支払猶予制度を提供していない。 支払猶予率の設定に接続料予測を用いている。(という誤解) (実際には支払猶予制度を提供している)一部の二種指定設備設置事業者が支払猶予制度を提供していない。(という誤解) 【二種指定設備設置事業者等の意見】 (支払猶予制度を提供していない一部の二種指定設備設置事業者)MVNOからの要望がない。 (支払猶予制度を提供している一部の二種指定設備設置事業者)MVNOに説明済み、HPに掲載済み。 	 支払猶予率については、MVNOガイ定 がラインにでは、 ではいることでは、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係の方記では、 を関係のの方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係のの方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係のの方記では、 を関係のの方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方に、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方記では、 を関係の方に、 を関係の方に、 を関係の方に、 を関係のののでは、 を関係のののでは、 を関係のののでは、 を関係のののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係ののでは、 を関係のでは、 を関係のでは、 を関係のでは、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして	• MVNOガイドライ ン2(2)2)イ(ウ)イ)

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<7/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点2-12> 【MVNOの意見】 ・ 一部の二種指定設備設置事業者に比べて他の二種指定設備設置事業者は情報開示や説明が不足するなどの問題があり、格差を是正する取り組みが必要。	・ 二種指定設備設置事業者は、二種接続料告示や MVNOガイドライン等を踏まえて、MVNOに対し て十分な情報開示や説明を行うことが求められる。	

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細) <14/24>

23

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<1/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点3-1> 【MVNOの意見】 ・回線管理システムのAPIに関する契約条件が公表されておらずMVNO間で差異があるか分からない。 ・回線管理システムのAPIの料金の妥当性が不明。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・回線管理システムの料金については算定の考え方を説明している。	 総務省は、一部の二種指定設備設置事業者から、標準的な回線管理システムに係る契約の届出を受けている。契約が届出対象となる一定規模以上の卸先事業者について、使用する設備が同種の場合、金額は同一となっている。 現状、一部の二種指定設備設置事業者は、回線管理システムのうち付加的な機能として、MVNOの顧客システム等と回線管理システムの連携を容易にするAPIを提供している。 しかしながら、現状、API等の付加的な機能の契約は届出に含まれておらず、この内容の不当な差別的取扱いがないか等の確認は行っていない。 API等の回線管理システムの付加機能についても、MVNOに提供する回線管理システムとして回線の登録、変更等を行うための重要な機能であることに鑑み、総務省は、不当な差別的取扱いがないか等の確認を行うため、付加的機能を含めた回線管理システムの契約について届出の対象とする。 二種指定設備設置事業者は、回線管理システムの付加的な機能についても、料金の算定の考え方等について、MVNOに可能な限り情報開示することが望まれる。 	 ・ 平成28年総務省告示第107号 ・ 電気通信事業法施行規則第25条の7第4号ル

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<2/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
〈論点3-2〉 【MVNOの意見】 MNOが再卸に制限を設けるおそれがある。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 (一部の二種指定設備設置事業者等)ビジネスベースで個別合意した場合やユーザからの誤った問い合わせを防ぐために制限を設けているケースがある。 	一般的に、卸電気通信役務では電気通信事業者間の合意に基づき契約を締結することができる。 再卸の制限は、	• 電気通信事業法第 29条第1項第7号、 第10号

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細)<16/24>

25

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<3/5>

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<3/5>			
確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等	
<論点3-3> 【MVNOの意見】 ・ 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、	 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けている卸電気通信役務に係る提供条件は、届出を受けた契約条件によれば、接続約款と同等の単価が設定されていることが確認できた。 また、当該一部のMVNOは当該二種指定設備設置事業者との間で販売支援を受ける契約を結んでいることが確認できた。この点、当該二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、当該販売支援の提供については協議に応じるとの説明があった。 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けているSIMではテザリングが利用可能と 	電気通信事業法施行規則第25条の7第1項電気通信事業報告規則第4条の5第1項	
【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・ (当該二種指定設備設置事業者) 卸契約はビジネスベースの協議。 MVNOから要望があれば個別に協議。 販売支援については、他のMVNOから要望があり、利害が合致すれば支援可能。 ・ (当該一部のMVNO) 販売支援等には対価を支払っている。	なっているが、他のMVNOに提供しているSIMではテザリングが利用できないケースがある。 ・ヒアリングの結果、当該二種指定設備設置事業者		

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<4/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点3-4> 【MVNOの意見】 ・ 二種指定設備設置事業者のグループ 企業である一部のMVNOの提供する サービスについて、他のMVNOでは 実現できないような料金設定がなされ、競争上優位。当該二種指定設備 設置事業者による優遇があるのではないか。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・ (当該一部のMVNO)将来の収益性 も踏まえて価格設定している。	 電気通信事業者が不当に安価な料金設定等を行った場合には、電気通信事業法第29条第1項第5号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」の業務改善命令の対象となる可能性がある。 総務省としては、電気通信事業者の料金等が、不当な競争を引き起こすものとならないか等、引き続き注視していく。 	• 電気通信事業法第29 条第1項第5号
<論点3-5> 【MVNOの意見】 ・一部の二種指定設備設置事業者によるサブブランド展開は、MVNOに対する競争条件の公平性の観点で懸念。競争政策の在り方について見直しをはかって頂きたい。		

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細)<18/24>

27

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<5/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点3-6> 【MVNOの意見】 - 二種指定設備設置事業者によるグループ企業以外のMVNOへの流出阻害がある。 - グループ内優遇や移動系以外への影響行使に懸念。禁止行為規制の拡大が必要。	 ヒアリングの結果、二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOに対する販売支援の一環で、当該二種指定設備設置事業者のユーザの解約時等に、当該一部のMVNOを案内する行為が行われているとの説明があった。 この点、例えば、MNOが解約者に対し、グループ企業であるMVNOへの移行に限り優遇措置を行うなどの場合には、電気通信事業法第29条第1項における不当な差別的取扱い等業務改善命令の対象となる可能性がある。 なお、禁止行為規制の適用対象の拡大については、今後も、移動通信市場の環境変化を注視し、禁止行為規制の制度趣旨を踏まえた上で、NTTドコモ以外の者への適用の必要性について判断していく。 	• 電気通信事業法第29条第1項第5号

④その他協議関係等<1/6>

確認内容及び確認結果 対応方針 (参考)関係法令等 網改造については、MVNOガイドラインに「接続に <論点4-1> 電気通信事業法施 網改造について、MVNOガイドライン 必要なシステム開発等の内容、方法及び期間につい 行規則第23条の9の に、接続に必要なシステム開発等は、 ては、合理性の観点から必要と認められる範囲に限 5第1項第4号 合理性の観点から必要と認められる範 られるべきである。 (略)接続に必要なシステム開 MVNOガイドライ 囲に限られるべき旨を記載している。 発等の費用については、合理性の観点から必要と認 ン2(2)2)ア(オ) められる範囲に限られるべきである。 (略)事業者 【MVNOの意見】 間協議において接続に必要なシステム開発等の費用 網改造が必要な範囲内か判断できな が争点となった場合には、総コストのみを提示する のではなく、細分した機能ごとのコストを提示する • MNOの提供条件に応じることしか などし、必要な機能の取捨選択ができるようにする できず、要望しても、開発の名目と ことが適当である。また、金額の検証に客観性を確 金額が示されるだけで、網改造の内 保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必 容や方法についての一切の説明を拒 要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限 否された。 り情報開示することが適当である。」と記載されて いることを踏まえて、MNOはMVNOに可能な限り 説明し、MVNOとの円滑な協議の下で網改造内容等

を決定することが望まれる。

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細)<20/24> 29 ④その他協議関係<2/6> (参考)関係法 確認内容及び確認結果 対応方針 例えば、MNOが行うネットワーク上の制限などによりMVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生じている場合や、MNOと端末ベンダとの協議で定められた、MVNOにも適用される端末上の設定などが、EVI <論点4-2> MVNOガイ 【MVNOの意見】 ドライン 2 テザリングが (2) 4) エ 一部端末で MVNOで利用できない。 どが原因となり、MVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生 電気通信事 SIMロックフリーを含めた じているにも関わらず、当該MNOが改善に向けて取り組まない場合 業法第29条 一部の端末で、動作が二種 において 第1項第1号 指定設備設置事業者と端末 ▶ 電気通信事業法第29条第1項第7号に掲げる「電気通信事業者が提 第7号、第12 供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき」や >同項第12号に掲げる「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合 ベンダの間で決まっており、 MVNOでのテザリング等の 動作に制限がある。 理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に 支障が生ずるおそれがあるとき」 【二種指定設備設置事業者 に該当すると、業務改善命令の対象となる。 等の意見】 -部の二種指定設備設置 これらの趣旨を踏まえ、総務省は、二種指定設備設置事業者の取組 の状況を注視しつつ、化することを検討する。 事業者) 現在MVNOでテザ 必要に応じ、電気通信事業法の考え方を明確 リングが利用できない端末 について、テザリングの提供に向けて検討している。 テザリングの提 このほか、MVNOが端末ベンダと協議をする場合においては、 MVNOガイドラインに「MVNOが端末の調達・開発、動作改善等の ため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報 動作改善について具体的な 要望を受けてから検討する。 が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立 しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲 端末動作に支障がある場合 は改善に向けて検討する。 ベンダと協議を行っており 可能な範囲で対応している。 で協力することが望ましい」と記載されていることを踏まえて、MNOは協力を行うことが望まれる。なお、MNOが販売する端末で通信が可能となるSIMの提供については、2017年1月の電気通信紛争処理委員会答申において、「当該SIM SIMロックフリー端末については、二種指定設備設置 カードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなす」とされているとおり、電気通信事業法第32条による接続応諾義務の射程に入ることがある。したがって、このような場合、MNOは、接続協議においてMVNOから特定の端末での通信を可能とするSIMの提供を求 事業者と端末ベンダの間で 動作を決めているものはない。等 められた場合、これに応じていく必要がある。

(51)

④その他協議関係<3/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点4-3> 【MVNOの意見】 ・安価なSIMの提供やMVNO独自SIMの発行、SIM開通期間等の運用の柔軟化、音声定額プランなボリュ細かでもながりもいでの現状よりもができるようにしい。 ・協議において、技術仕様をMVNOに一切においる。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・音声定額については、リスクの見積もりなどを含めた具体的な要望をけていない。 ・接続約款等に定める「事前調査申込」を受けており、その旨はMVNOにも説明している。 ・具体的な要望を受けてから検討する。等	 ヒアリングの結果、MVNOが要望している事項について、二種指定設備設置事業者が定める手続による要望がなされていない等により当該二種指定設備設置事業者が要望として認識しているため検討に至っているからの情報関示を。 ・役務提供や接続の請求は、MNOからの情報開示を受けてわれる側面もあり、協議当事者間の請求が速やかに行われる側面行われ、役務提供や接続の請求が速やかに行われることが重要である。 ・接続の実現や卸役務の提供は、円滑な事業者間協議により行われることが望ましい。 ・MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備を設置を持続請求を受けた場合、応諾義務いては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	• 電気通信事業法第 35条、第39条

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細) <22/24>

31

④その他協議関係等<4/6>

④その他協議関係等<4/6	>	
確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点4-4> 【MVNOの意見】 「開放を促進すべき機能」に強制力が無い。 MNOから過大な費用負担の提示を受けるため協議が進まない。 MNOは協議に応じれば形式上の義務を果たしたととらえている。	 MVNOガイドラインにおける「開放を促進すべき機能」は、いずれかの事業者に他の事業者からの要望がある、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であり、接続又は卸電気通信役務での提供が望ましいため、必要な条件の具体化に向けて事業者間協議の更なる促進を図るものとして定めている。 MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	 電気通信事業法第35条、第39条 MVNOガイドライン2(2)2)イ(ア)
〈論点4-5〉 【MVNOの意見】 ・「HLR/HSS連携機能」は、開放が 促進されていない。 ・既にアンバンドル要件を満たしてお り、接続約款への記載の義務化を希 望。	 「HLR/HSS連携機能」については、一部の二種指定 設備設置事業者とMVNOとの間で、実現に向けて合 意したものの、現時点では提供に至っておらず、ま た、複数のMVNOが協議を行っている状況。 総務省は、必要な条件の具体化に向けた事業者間協 議を注視していく。 	• MVNOガイドライ ン2(2)2)イ(ア)

④その他協議関係等<5/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点4-6> MVNOガイドラインに、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」として、「携帯電話のEメール転送機能」などを記載している。 【MVNOの意見】 ・「開放を促進すべき機能」にはMVNOとして利用する可能性が低い機能が記載されており、見直しが必要。 ・「携帯電話のEメール転送機能」は市場の要請が少なく、「開放を促進すべき機能」から除外するのが望ましい。 ・キャリアメールをMVNO移行後にも継続して使用できるようにしてほしい。	・MVNOガイドラインにおいて、「総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進す、でき機能」におりまして、いる。いまでは、「開放を促進する」としている。いまでは、がいるでは、がいるでは、がいるが、といるでは、がいるが、といるが、総務省は、がいるのでは、がいるが、総務省は、がいるが、は、がいるが、のようでは、がいるが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	• MVNOガイドラ イン2(2)2)イ(ア)
〈論点4-7〉 【MVNOの意見】 一部の二種指定設備設置事業者について、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通をOTA (利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組み)で行おうとし、失敗した際の取り消しが、日中昼間のMNO窓望した際の取り消しが、日中昼間のMNO窓望しているが対応が進展していないため、「開放を促進すべき機能」に挙げてほしい。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 接続約款等に定める「事前調査申込」を受けたもののみを「要望」として認識しており、その旨はMVNOにも説明している。 	 MVNOガイドラインにおいて、「店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。」としている。 MVNOがOTAを利用しやすくなるよう、MNOは対応していくことが望ましい。 	• MVNOガイドラ イン2(2)4)オ(イ)

確認内容及び確認結果並びに対応方針(詳細) <24/24>

33

④その他協議関係等<6/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<論点4-8> 【MVNOの意見】 ・キャリアメールのフィルタリングでMVNOのアドレスがフィルタされてしまう。 【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・フィルタリングは、迷惑メールからユーザを保護することを目的としており、慎重な検討が必要。等	 キャリアメールのフィルタリングに関する要望については、MVNOの利便性向上につながるものであるため、利用者保護の観点も踏まえて、事業者間協議により円滑に実現していくことが望ましい。 事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信事業法第157条に基づく、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続を利用することが可能である。 	MVNOガイドライン 2(2)2)イ(ア)
<論点4-9> 【MVNOの意見】 ・ 事後規制であるから、協議の状況について市場監視や評価を行いやすい仕組みにすべき。	 事業者間協議におけるトラブルや、電気通信事業法の適用関係等の疑問がある場合は、総務省MVNO支援相談センター(料金サービス課内)や、電気通信紛争処理委員会の事業者等相談窓口に御相談頂きたい。 MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	• 電気通信事業法第35条、第39条

端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくは	始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二
次号及び第五号において同じ。)の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一	第三号の二及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開
種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。	二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。
三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務(当該第二	三(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第
	[一·二 略]
第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)	(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)
[五 同上]	[五 略]
業者」という。)の責任に関する事項設備を接続する他の電気通信事業者(次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事」	
定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気	四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項
	により変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。))
	能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分すること
	及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開発する機
	し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第二号
三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額	三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 (第二種指定電気通信設備との接続に関
[一・二 同上]	[一•二 略]
	できる。
	び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することが
示することができる。	て提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及
事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表	条の九の五において同じ。)の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添え
な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の	種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条及び第二十三
で及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要	で及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二
款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七ま	款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七ま
は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約	は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約
第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者	第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者
(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)	(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)
改正前	改正後

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係) 第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 2 三 の 三 三 の 二 五 四 五 · 六 十 二~四 (法第三十八条の二の総務省令で定める事項) 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出 略」 に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項 提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者 おける適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの 設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下に 気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続 この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電 業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。以下 十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事 る電気通信事業者の場合にあつては、 る前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げ 役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能 信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システ た金額に照らし公正妥当なもの ムに関して ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用い 提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通 他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加え 当該電気通信事業者ごとの次に掲げる事項 様式第17の4の2 (第23条の9の3関係) 第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 [2 同上] 五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の 四 [新設] [六~十 同上] [新設] 一~四 (法第三十八条の二の総務省令で定める事項) 提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出 通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項 潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算され 用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備 SIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するS う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利 に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行 する試験を行う場合における手続 IMカードをいう。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関 総務省令第三十一号)第九条第三項の規定を準用する。) る場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年 [新設] 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に 同上

203 202 注 1 注 1 2 具 上表 管理費 営業費 共通費 運用費 試驗研究費 共通費 運用費 営業費 施設保全費 租税公課 通信設備使用料 固定資産除却費 研究費償却 施設保全費 滅価償却費 [注2~4 略] [注2・3 略] データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出 第4条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについ 条<u>第1項</u>第2号に掲げる機能<u>の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料</u>をいう。 に掲げる機能をいう。 能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、 器」 器 機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条<u>第1項</u>第1号に掲げる機 注1 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出 「接続料原価」の欄には、 当該欄ごとに当該内数を記載し、 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる 当該欄の名称を見出しに注記すること 接続料原価 接続料原価 「SMS伝送交換機能」は同<u>項</u>第4号 無光 推入 注 1 2 更 [新設] [新設] 長 [注2~4 をいう。 データ伝送交換機能の<u>接続料</u>原価の算出 [注2・3 同左] る機能をいう。 「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、 同左] 同左] 「デー 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、 タ伝送交換機能」は、 III H 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条<u>第2号</u>に掲げる機能 「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げ

注 1	ПΡ	朱	iii	団	高	班	팺	闸
「接続料原価」の欄には、	ద카	租税公課	<u> </u>	<u>旬定資産除却費</u>	減価償却費	F究費償却	試験研究費	<u>育理費</u>
第二種指定電気通信設備接続料規則								
規則第4条第1項第2号に掲げる								

主1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる

機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

- 2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則 第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。
- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。
- 4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。
- 機能別接続料原価算入営業費明細表

 ω

[表 略]

- 注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条<u>第1項</u>第1号に掲げる機 注能を、「データ伝送交換機能」は同<u>項</u>第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同<u>項</u>第3 ー号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同<u>項</u>第4号に掲げる機能をいう。 る
- を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記

機能別接続料原価算入営業費明細表

 ω

[表 同左]

「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

[新設]

[新設]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係) 様式第17。 1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要 1 デー [表 略] [表 略] [表 略] [表 略] [表 略] [表 第1条第2号に掲げる機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 注1 「をい 条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。 をい [注2 略]	と。	第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤 数値 備考 運転資本 (単位:円) 数値 備考 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤(単位:円) 単位:円) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース(単位:円) プータ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベース(単元で除したものの可線容量単位接続料の算定における利潤をレートベース(単元で除したものの可能を表現的ではあります。 利潤(単位:円) 機能の回線容量単位接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成するこ	第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 <u>第1項</u> 各号に掲げる機能ごと <u>(同項第2号に定める</u> 注 第二機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。)。	機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))_に作成すること (同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあっては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。)。 10 略] 利潤 利潤 長 略]
様式第17の4の4 (第23条の9の3 関係) 1 データ伝送交換機能に係る需要 [表 同左] 注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 <u>第2号</u> に掲げる機能をいう。 [注 2 同左]		(60)	第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。	同左] 同左] 同左]

原価(単位:円) 数値 和潤(単位:円) 需要(単位:回線) 接続料単価 横考	1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料	[注 2 ~ 7 略]	条 <u>第1項</u> 第2号に掲げる機能 <u>の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料</u> をいう。	注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4	[表 略]	1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料	様式第17の4の5(第23条の9の3関係)	機能をいう。	注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる	[表略]	3 SMS伝送交換機能に係る需要	をいう。	注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能	[表略]	2 MNP転送機能に係る需要	を分けて記載すること。	2 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の	規則第4条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。	注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料	高 要	<u>項目</u> <u>数値(単位:枚)</u> <u>備考</u>	1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要	1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。	注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条	需 要	<u>項目</u> 数 <u>値(単位:回線)</u> <u>備考</u>	1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要
	[新設]	[注2~7 同左]	をいう。	34 注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 <u>第2号</u> に掲げる機能	[表 同左]	1 データ伝送交換機能の接続料	様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)	৾	「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をい	[表 同左]	3 SMS伝送交換機能に係る需要 [6])	(能) 注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。	[表 同左]	2 MNP転送機能に係る需要							[新設]		条第			[新設]

[注2~6 同左]		[注2~6 略]
		る機能をいう。
注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能を	は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 <u>第1項</u> 第4号に掲げ	注1 「SMS伝送交換機能」
[表 同左]		[表 略]
3 SMS伝送交換機能の接続料		3 SMS伝送交換機能の接続料
[注2~6 同左]		[注2~6 略]
ゞ。		能をいう。
注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をい	第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 <u>第1項</u> 第3号に掲げる機	注1 「MNP転送機能」は、
[表 同左]		[表 略]
2 MNP転送機能の接続料		2 MNP転送機能の接続料
	の理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。	の理由及び実際に行つた算
	亰価、利潤及び需要を区別する等の算定を行つている場合には、そ	4 費用の発生の態様ごとに原価
	-3 r L .	欄の値で除したものを記載する
	「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の	3 「接続料単価」の欄は、
		を分けて記載すること。
	IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄	2 SIMカードの種類ごと
	料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。	料規則第4条第1項第2号
jesa –	SIMカード枚数数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続	注1 「データ伝送交換機能のS
		備考
		科単価
		(単位:
		利潤 (単位:円)
		原価 (単位:円)
	数値	
[新設]	3 I Mカード枚数単位接続料	1の3 データ伝送交換機能のS
		記載すること。
	1、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に	の算定を行っている場合には、
	設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等	3 設備等の算定上の区分ご
	.備考欄に記載すること。	料単価の単位に変換する式を備考欄に記載するこ
JE-94	-ること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続	欄の値で除したものを記載する
	「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の	2 「接続料単価」の欄は、
	項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。	第1項第2号に掲げる機能
kn	夕伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条	注1 「データ伝送交換機能の

注1 注 1 様式第17の4の7(第23条の9の3関係) 様式第17の4の6(第23条の9の3関係) 7 更 長 [注2 略] [注2~4 語外、 の種類ごとに欄を分けて記載すること てSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカー 4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料につい に掲げる機能を、 能を、「データ伝送交換機能」は同 \underline{q} 第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同 \underline{q} 第3号 すること。 種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載 には、当該接続料を除く げる部分の接続料 に掲げる機能を、 器」 器」 器 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」<u>の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第</u> 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条<u>第1項</u>第1号に掲げる機 注1 「データ伝送交換機能」の欄は、 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条<u>第1項</u>第1号に掲げる機 「データ伝送交換機能」は同<u>項</u>第2号に掲げる機能を、 器 「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。 「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。 (同項第3号に掲げる部分について 同項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲 この場合において、 同規則第13条第2項により算定する場合 「MNP転送機能」は同<u>項</u>第3号 「接続料原価」、 「滅価償却 注1 様式第17の4の7 (第23条の9の3関係) 様式第17の4の6(第23条の9の3関係) [新設] 4 表 機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること、 [注2 「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2 注2~4 る機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。 る 繊 語 を 、 同左] 同左] 「データ伝送交換機能」は同<u>条</u>第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同<math><u>条</u>第3号に掲げ「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、 同左] 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、 同左] 同左] 「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。 「MNP転送機能」 「接続料原価」、 は同条第3号に掲げ 「減価償却費」、 (データ伝送交換

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

税公課」の欄は記載を要さない。

第13条第2項により算定する接続料については、

「滅価償却費」、

「固定資産除却費」及び「租

ななが、

- ド枚数 同規則

単位接続料の原価の算出)_の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、同様式表2の2(データ伝送交換機能の

及び同様式表2の3

(データ伝送交換機能のSIMカー

「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2

(データ

回線数単位接続料の原価の算出)

(施行期日)

- (経過措置) 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。 三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)の 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第
- 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、 前項の変更届出があるまでの間は、 新施行規則
- 第二十五条の七第五号に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。 第二十五条の七第五号に定める事項を新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている二種指定設備設置事業者は、 ただし、 この省令の施行の際、 同条の規定に基づき、 新施行規則 新施行規則

○第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部改正案 (傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項)改正案 新旧対照表

	(信総音分に改団音分 コシックをに必要的部間事項)
改正後	改正前
目次	目次
[第一章~第四章 略]	[第一章~第四章 同上]
第五章 接続料の計算等(第十六条)	第五章 精算(第十六条)
[附則 略]	[附則 同上]
第四条 [略]	第四条 [同上]
[一~四 略]	[一~四 同上]
2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。	[新設]
一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの	
二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管	
理及び端末の認証その他これらに付随するもの(次号に掲げる機能を除く。)	
三 SIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定	
するSIMカードをいう。以下同じ。)の提供に係るもの(事業者が現にSIMカードの提	
供を行っている場合に限る。)	
(接続料の原価及び利潤)	(接続料の原価及び利潤)
第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備	第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設
管理運営費とする。	備管理運営費とする。
2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条ま	2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定
での規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場	に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合におい
合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表	て、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上さ
に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。	れた期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。
[3略]	[3 同上]
(第二種指定設備管理運営費の算定)	(第二種指定設備管理運営費の算定)
第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごと	第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該
に、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地	機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設
及び施設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。	(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。
[2 同上]	[2 同上]
(他人資本費用)	(他人資本費用)
第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算す	第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

「式、略コ・2)第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。[式、略]	「式 同上]2 第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。[式 同上]
[3・4 同上]	[3・4 同上]
5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。	5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。
対象設備等の第二種指定設備管理運 運転資本=営費(減価償却費、固定資産除却損× 及び租税公課相当額を除く。) (第四条第一項各号に掲げる機能の提供から) (当該機能に係る接続料の収納までの平均的) (な日数 (な日数 三百六十五日)	対象設備等の第二種指定設備管理運 / 第四条各号に掲げる機能の提供から当該機運転資本=営費(減価償却費、固定資産除却損× / 能に係る接続料の収納までの平均的な日数及び相税公課相当額を除く。) ニ百六十五日
[6~9 同上]	[6~9 同4]
(自己資本費用)	(自己資本費用)
第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算す	第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
త ్త	
[式略]	[式 同上]
[2~4 同上]	[2~4 同上]
(利益対応税)	(利益対応税)
第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。	第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。
[式 同上]	[式 同上]
[2~4 同上]	[2~4 同上]
(接続料設定の原則)	(接続料設定の原則)
第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利	第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計
潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければなら	額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。
ない。	
[2~4 同上]	[2~4 同上]
(音声伝送交換機能の接続料)	(音声伝送交換機能の接続料)
第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとす	第十二条(第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。
る 。	
(データ伝送交換機能の接続料)	(データ伝送交換機能の接続料)
第十三条(第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号	第十三条(第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。
に定めるものを単位として設定するものとする。	
一 第四条第二項第一号 回線容量	[新設]
二 第四条第二項第二号 回線数	[新設]

3 する。 他事業者と精算するものとする。 該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、 る場合にあっては、 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を 当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、 ただし、 当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められ 他事業者と精算するものと _新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

用しない。

項の規定に基づき算定する場合においては、

当該接続料について

前項の規定は適

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一(経過措置)

以降の接続料から適用する。

2 従前の例による。 日以降である接続料の算定から適用し、 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則 原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお (以下「新接続料規則」という。)の規定は、 原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年四月

3 前項の規定にかかわらず、 新接続料規則第四条第二項第三号に掲げる区分に係る接続料については、 新接続料規則の規定は、 平成三十年四月一日

-年四月一日 (68)

記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注
[2~7 同上]	[2
十二 [同上]	十四 [略]
十一 [同上]	十三 [略]
	類、機能、料金その他の提供条件
[新設]	十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第十条に規定するSIMカードをいう。)の種
	件
	九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。)の機能、料金その他の提供条
[新設]	十一 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム(電気通信事業法施行規則第二十三条の
[一~十 同上]	[一~十 略]
	く、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	ついて、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞な
者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書	いう。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項に
業者」という。)に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業	特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」と
られる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの(以下「卸先電気通信事	のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される
る特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける卸電気通信役務に用い	受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満
信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)に用いられる伝送路設備に接続され	気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を
限る。)(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通	をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電
多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに	務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備
接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号 に規定するシングルキャリア周波数分割	方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役
号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元	アクセスシステムのうち、同号 に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続
の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二	交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線
の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者	いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直
気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者	気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用
者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電	者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電
第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業	第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業
(卸電気通信役務の提供に関する報告)	(卸電気通信役務の提供に関する報告)
改正前	改正後
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

附

則

- この省令は
 施行期日)
- この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項をこの省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則第四条の五の規定により報告を行っている電気通信事業者は、同条の規定

潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一 [新設]	情報 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の [新設]案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報	「開発」の機能と係らのでは機能の閉路に関いて使用に対する機能を引きている。 「関係に対すべき金額であって、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別則」という。) 第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る則」という。以下「接続料規 [新設] [新設]	ステム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理 [新設]	〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。)に関する情報に関するは	る、役務利用管理システム(施行規則第二十三条の九 られる、者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第 信設備と	を接続する他の電気通信事業者 (以下「他事業者」という。)による電気通信役務 (第二種 電気通信記第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が) 第二種指定電気通信設備に電気通信設 三 第二種監	[一・二 略] [一・二 唱] 「一・二 唱第一号イ(I)に規定する情報は、次のとおりとする。 第二条 施行場 (A) 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(I)に規定する情報は、次のとおりとする。	示される情報)(開示される情報)(関示される情報)	この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。) 第一条 この4) (用語)	改正後
				新設] 新設] イ教がに関する訴事文になくそう、事故等により当該實を通信事業者の實を通信を入り、例如に生じた支障に係る情報	7.7	当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに限る。)の提供に用い	信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。)による電気通信役務(第二種指定電気通種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者(第二種指定電気通信設備に	同上] 現則第二十三条の九の五第一項第一号イ⑴に規定する情報は、次のとおりとする。	れる情報)	告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)	改正前

備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[三 略]	のとする。	とし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するも	二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすること	[一 略]	のとする。	第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うも	(開示の方法)	報
記である。	[川 同斗]		条第三号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。	二 前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同	[一略]	のとする。	第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ⑴に規定する情報の開示は、次のとおり行うも	(開示の方法)	

この告示は、公布の日から施行する。附 則

Ш (2)MVNOとMNOとの間の関係 0 × ű (1)電波法第27条の13<u>第4項</u>の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行 (2) MVNOとMNOとの間の関係 電気通信事業法に係る事項 2) 事業者間接続による場合 1) 卸電気通信役務の提供による場合 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO 電気通信事業法に係る事項 等するときも同様) 🖳 の料金その他の提供条件等を含む。) 🛚 を総務大臣に届け出なければならない (これらを変更 設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごと 5万未満のものを除く。) 又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路 定める事項(特定の卸電気通信役務品について、当該MNOの特定関係法人であるMVNO 事業法第38条の2に基づき、 4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項 により総務大臣が指定した設備)_を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。) $\widehat{\mathcal{Y}}$ (その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が 器 [器] 第二種指定電気通信設備_(事業法34条第1項に基づき、平成14年総務省告示第72号。 [ア〜 本 黙] [基] 事業法第32条に基づく一般的規律 当該<u>第二種指定電気通信</u>設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、 H 77 障害情報の提供 MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を 遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で 改定後 国次 (2) MVNOとMNOとの間の関係 ű 0 (1)電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行 (2) MVNOとMNOとの間の関係 電気通信事業法に係る事項 2) 事業者間接続による場合 1) 卸電気通信役務の提供による場合 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO ればならない(これらを変更等するときも同様) (事業法第38条の2) 🖺 通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合 設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気 特定関係法人⁶であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路 設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通 4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項 信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務≌について、当該MNOの 電気通信事業法に係る事項 には、これらの ${f MVNO}$ ごとの料金その他の提供条件等を含む。) ${f L}$ を総務大臣に届け出なけ 7 [同左] 第二種指定電気通信設備を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該 [同左] [ア〜オ 同左] 事業法第32条に基づく一般的規律 改定前

行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

[(人) ~ (カ) 器]

二種指定事業者の接続に係る規律

(ア)接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る(これを変更するときも同様)義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで型及び平成29年総務省告示第37号空に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第34条第4項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第34条第5項に基づき、当該接続約款を公表20寸る義務を負う。

[削除]

[經院]

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[(イ)~(カ)同左]

二種指定事業者の接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る(これを変更するときも同様)(事業法第34条第2項)とともに、当該接続約款を公表型する義務を負う(事業法第34条第5項)。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①~⑧に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる(事業法第34条第3項)

他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続 箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明

確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号イ)

-) 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定め られていないとき (事業法第34条第3項第1号ロ)
- ③ 二種指定事業者及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号へ)
-) 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められて いないとき(事業法第34条第3項第1号二)
-) ①から④までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき

(事業法第34条第3項第1号ホ)

- ⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき²² (事業法第34条第3項第2号)
- ⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を 接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき(事業法第34条第3項

[判除]

(イ) 標準的接続箇所

が技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」 事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続すること 事業法施行規則第23条の9の4に規定されている。

(ウ) アンバンドル機能等

めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定されている。 事業法第34条第3項第1号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定

ア) 基本的な考え方

のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。 等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ) 二種接続料規則第4条第1項に定める機能について、 ${f a}$ のとおり「アンバンドル ${f 2}$

屋

[a·b 略]

ム) ドソベソ ボラ 鰲語

④までの機能が該当する。 「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条<u>第1項</u>各号に掲げる次の①から

(々) 器

(エ)接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第34条第3項第1号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事

項」は、事業法施行規則第23条の9の5に規定されている。また、同条第1項第1号イ

第3号)

3 4条第3項第4号) 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき(事業法第

行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。 なお、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を

[新設]

(ア) アンベソドラ 機能等

ア) 基本的な考え方

を定める。 イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」 号ロ)等を踏まえ、aのとおり「アンバンドル等の判断基準」を定めるとともに、 料を接続約款に定めなければならないとされていること(事業法第34条第3項第1 る中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能(アンバンドル機能)ごとの接続 <u>方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンバンドル²⁵を巡る紛争事案が発生す</u> ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一

[同左]

[a·b 同左]

イ) アンベソ ボラ 郷

の機能が該当する。 「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条各号に掲げる次の①から④まで

[同左]

[ウ) 同左]

[新設]

(1)の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成28年総務省告示第107号。 (以下「二種情報開示告示」という。)に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア)頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、工事あたりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事あたりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ)役務利用管理システム又はSIMカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第2条第5号に基づく、MVNOの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、MVNO側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

(オ) 接続料の算定

[当る]]

[削る]

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成28年総務省告示第110号型に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項各号に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「2 電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

[削る]

(イ) 接続料の算定方法

ア) 基本的な考え方

算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づく接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解

[削る]

[過る]

釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7まで及び平成29年総務省告示第37号に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

対象となる接続料

(イ)に示す考え方は、(ア)イ)の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価(第二種指定設備管理運営費)及び利潤(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額)の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる(二種接続料規則第11条第1項)。

- 第二種指定端末系交換設備
- 第二種指定中継系伝送路設備
- 第二種指定中継系交換設備
- 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備

第二種指定端末系無線基地局

信号用伝送路設備

信号用中継交換機

信中田仁洋改設備

第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備

- 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 他事業者の電気通信設備と①~⑨との間に設置される伝送路設備
- 設備への帰属が認められないもの

接続料の算定期間

条第3項)。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。 接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする(二種接続料規則第6

設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」とい 用語 (A) において使用する次の $\mathbb Q$ から $\mathbb Q$ までに掲げる用語は、第二種指定電気通信

)第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則(昭和60年郵政

(勘定科目表) 及び別表第2(財務諸表様式)において使

固定資産

用する用語の例による。 省令第26号)别表第1

② 投資その他の資産

③ 貯蔵品

④ 負債

5) 社債

6 借入金

② 純資産

営業費用

営業費

運用費

施設保全費

共通費

管理費

試驗研究費

研究費償却 滅価償却費

固定資産除却費

通信設備使用料

② 営業外費用

租税公課

イ)接続料原価

算定プロセス

れの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。 営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこ 令第7条第1項では、 機能ごとに、 に係る費用の額を基礎として算定するものとする。 .種接続料規則第6条第1項では、 、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同 「第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理連 「接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる とされている

5 あるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではな でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度で ただし、 一のことを踏まえ 二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同 原価は、 a及びbに示す3ステップ・プロセスにより算定す

音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換

[(a)·(b)略]

(c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除 して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

[a) ·b) 略]

に掲げる部分に係る接続料) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料 (二種接続料規則第4条第2項第1号

[(a)·(b)略]

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控 除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする、

[a)·b)略]

接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしなが 的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算 人は否定されない。 接続料は、設備の使用料ととらえる。 次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率 したがって、適正な原価は、基本的に設

园

が同程度であるときは、 同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容 るものではない。 <u>接続料</u>原価は、<u>b及びc</u>に示す3ステップ・プロセスにより算定<u>されるものと</u>す ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に 当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定され

Š

ο, 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換

[(a)·(b)同左]

(c) ステップ 3 においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除 して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

[a) ·b) 同左]。

С データ伝送交換機能

[(a)·(b)同左]

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控 除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

[a) · b) 同左]

þ 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

原価への算入が否定されないものとする は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料 備費であり、営業費は、原則として<u>接続料</u>原価に算入されるべきではない。しか しながら、 接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設 次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又

[同左]

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価に<u>は</u>算入<u>しな</u>

1

[略]

[削る]

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、<u>接続料</u>原価に算入

[同左]

されるべきではない

ウ) 利潤

a 基本的な考え方

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値当用いることとする(二種接続料規則第6条第2項後段)。

他人資本費用の計算

- (a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第110号(二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。)第2条において、次のとおり規定されている。
- a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用=機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率)機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

機能に係るレートベース=対象設備等の正味固定資産価額+繰延資産+投資

- <u>その他の資産+貯蔵品+運転資本</u> c)対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役務別固定資産
- 帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。
 () 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則
 第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたもののう
 ち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込ま

れないものの額並びに貸借対照表に記載された貯蔵品の額を基礎として算定す

e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

運転資本=対象設備等の第二種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産 除却損及び租税公課相当額を除く。)×(機能の提供から当

該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数/365日)

(80)

イ)利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第8条第6項の他人資本比率、同令第9条第2項の自己資本比率等の、利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貨借対照表上の簿価を用いる。

ウ) 有利子負債の範囲

二種接続料規則第8条第7項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

[削る]

- f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎 として算定する。
- g)他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務(以下「有利子負債」とい
- <u>う。)に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有</u> 利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均

したものとする

- 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。
- 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接続料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社 賃店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる 算定期間に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたもの の単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

- ・原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

(b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) a の基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

(c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

自己資本費用の計算

- (a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条及び二種接続料告示第3条 において、次のとおり規定されている。
- a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用=機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

- b) 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。
- c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下cにおい

て同じ。)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率=リスクの低い金融商品の平均金利+β×(主要企業の

の平均金利)

平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品

d) βは、移動電気通信事業に係るリスク及び二種指定事業者の財務状況に係る リスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方

<u>の値とする。</u> <u>二種接続料告示第3条に基づき、当該総務大臣が別に定める値は、接続料を</u>

算定する事業者の別に応じ、以下の方法により算定した値とする。

接続料を算定する事業者	算定の方法
株式会社NTTドコモ	次の方法により算定したβ
	$\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \overline{\Delta x})(\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \Delta m)^2}$
	$\Delta x_d = \frac{x_d - x_d$ の前営業日 $}{x_d$ の前営業日
	$\frac{\Delta x}{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds \mathcal{O} $ 要素数
	$\Delta m_d = rac{m_d - m_{d O}$ 前営業 Π_d
	$\frac{\overline{\Delta m}}{\overline{\Delta m}} = \frac{\sum_{d \in \text{ds}} \Delta m_d}{\text{ds} \mathcal{O}$ 要素数
	ds:当該βを算定に用いる期待自己資本利益
	率の算定に係る事業年度(以下「期待自己
	資本利益率算定年度」という。)以前3年
	度に含まれる、東京証券取引所の全取引日

株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者 次の方法により算定したβ x_d :株式会社NTTドコモの東京証券取引所 m_d :東証株価指数の取引日dの最終価格 価格となるよう調整した最終価格) 率算定年度の最終日における一株当たりの 割が行われた場合には、期待自己資本利益 日までの期間において株式併合又は株式分 日から期待自己資本利益率算定年度の最終 における株価の取引日dの最終価格(取引

 $eta = rac{1 + (1 - T) rac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) rac{D_{net0}}{E_0}} \cdot eta_0$

D_{net}:事業者の期待自己資本利益率算定年度 高い方。以下同じ。) 金及び預金を減じたもの又は0のいずれか における純有利子負債(有利子負債から現

T:事業者の期待自己資本利益率算定年度に E:事業者の期待自己資本利益率算定年度に おける純資産

D_{neto}:株式会社NTTドコモの期待自己資本 利益率算定年度における純有利子負債 おける法定実効税率

Eo:株式会社NTTドコモの期待自己資本利

T₀:株式会社NTTドコモの期待自己資本利 益率算定年度における純資産 益率算定年度における法定実効税率

 β_0 : 前項に掲げる株式会社NTTドコモの β

科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認 たものを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定 基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を2で除し 上記算定に用いる、 資産、 負債及び純資産の額は、それぞれ接続会計規則に

工)_リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、 算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

<u>オ)</u>主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

[削る]

[削る]

カ)音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第11条第3項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種

められるもの(接続会計の貸借対照表上で社債、借入金及びリース債務に該当 することが客観的に明らかに記載されたもの)に限る。

(b) リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

(c) 主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

利益対応税の計算

(a) 利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定 されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する

利益対応税=(自己資本費用+(機能に係るレートベース×他人資本比率×

有利子負債以外の負債比率×利子相当率))×利益対応税

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占め る比率の実績値を基礎として算定する。

c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計

を基礎として算定された値とする。

工)需要

音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位(二種接続料規則第12条)を踏まえ、 の需要は、次のとおりとする。

a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

[新設]

指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。このとき、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

- 第二種指定端末系交換設備
- 第二種指定中継系伝送路設備
- 第二種指定中継系交換設備
- 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- 第二種指定端末系無線基地局
- 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- 信号用伝送路設備

9

- 信号用中継交換機
- 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 他事業者の電気通信設備と①~⑨との間に設置される伝送路設備
- 設備への帰属が認められないもの
- キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、二種接続料規則第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

[削る]

b データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第13条)を踏まえ その需要は、次のとおりとする。

a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とす

番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位(二種接続料規則第14条)を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

- 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることか
- ら、その需要は総通信時間とする。
- d ショートメッセージ伝送交換機能

[当る]

ク) 当年度精算

[削る]

[削る]

二種接続料規則第16条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算(当年度精算)を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

暫定値

課されないよう方策を講じることが望ましい <u>を</u>設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が 績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値 続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実 の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。 な支払額としては、 接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的 間の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該 ため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、 に用いられる接続料と、 <u>ある</u>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期 接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、 、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間 __暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。 ن را را 最終的な精算

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位(二種接続料規則第15

)を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数をその単位とするこ

(ウ)接続料の精算方法

から、その需要は総通信回数とする

ア)精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている(二種接続料規則第16条本文)。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている(二種接続料規則第16条ただし書)。 この点については、当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当

この思については、当国、アータ伝达父衆機能が、相当の需要の項加寺により、 該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

)暫定値

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、算定期間の翌年度の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示す

するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

[削る]

るのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

[新設]

(工) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されい。

ア)音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の

反対側の箇所

イ)データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであって、データ伝送役務の提供に用いられるものに限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四叉は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・ニニハハメガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)

ウ)ショートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(オ)接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続約款に記載しなければならないが、当該事項は、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号及び平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)に定める次の①から⑩までの事項が該当

[削る]

(カ)接続を円滑に行うために必要な情報の提供 (努力義務)

事業法第34条第7項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当で

かる

ب ال

- ① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続(情報の開示手続³⁵を含む)等
- MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続
- MVNOによる電気通信役務(第二種指定電気通信設備と接続する当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるものに限る。以下(オ)において同じ。)の提供に用いられる、二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム(以下「業務システム」という。)若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続
- MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に既らし公正妥当なもの
- ふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- ② MVNOが接続に関して行う請求及び二種指定事業者が当該請求に対して行う回答 において用いるべき様式
- ⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第 1項のあっせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決
- ⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有 する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
- 有効期間を定めるときは、その期間
- (カ)接続を円滑に行うために必要な情報の提供 (努力義務)

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある(事業法34条第7項)ため、例えば、次の①及び②に掲げる事項についてMVNのに情報提供するよう努めることが適当である。

第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項 [ア〜ウ 略]

MVNOによる端末の調達

[悪]

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験(以下「事前確認試験」という。)等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第7号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、MVNOから要望があった場合には、開示しなければならない。

[器]

[基 4]

障害情報の提供

昭和62年郵政省告示第73号(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)では、「仮 想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合 は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。

また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

[脚注]

- ① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報
-) 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報
- 4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

[ア〜ウ 同左]

エ MVNOによる端末の調達

[略]

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験(以下「事前確認試験」という。)等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

[同左]

[才 同左]

[新設]

考 傍線部分は改正部分。表中の [] の記載は注記である。	38~68 [略]		[削る]		[削る]	31~37 [略]	http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html	http://www.soumu.go.jp/joho tsusin/eidsystem/law01 02.html	28 [昭]									[削る]	[略]	http://www.soumu.go.jp/joho tsusin/eidsystem/law01 02.html	http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html	10~23 [略]	[略]	http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html	[明各]
	36~66 [同左]	等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報	35 ①接続協議等に関する情報、②カバーエリア、③業務システム、SIMカード又はふくそう、事故	び利潤の前算定期間の期末時点における貸借対照表の値の平均値のこと。	34 期首末平均値とは、①原価及び利潤の算定期間の期末時点における貸借対照表の値と②原価及	27~33 [同左]	[新設]	[新設]	25、26 [同左]	 (0)	条)に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど(事業法第166条第1項)により審査す	<u> 否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続(事業法第161</u>	なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命令の対象となるか	3項第2号)。	る。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる(事業法第34条第	正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの)を超えない水準であることが求められ	ける適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適	24 第二種指定事業者との接続にあっては、当該二種指定事業者の接続料が「能率的経営の下にお	23 [昭各]	[新設]	[新設]	9~22 [同左]	5~8 [同左]	[新設]	1~4 [同左]